

## 宝暦治水前の普請意見書の分析 その2

### Analysis of flood control opinion collected before the Horeki riparian works part 2

名古屋大学大学院人文学研究科  
Nagoya University Graduate School of Humanities

石 川 寛  
ISHIKAWA, Hiroshi

#### Abstract

Prior to the Horeki riparian works, opinions and requests related to flood control work were collected from villages in the basin. Some of them are accompanied by river maps, which are the best materials for understanding the river environment at that time. In this paper, we analyzed these opinions and requests and river maps to read the river environment, Interests of villages in the basin of The Kiso Three Rivers.

#### Keywords

Takagi Family Documents (高木家文書), flood control (治水), river maps (河川絵図), The Kiso Three Rivers (木曾三川), the Horeki riparian works (宝暦治水)

はじめに

- I 木曾川・長良川中流域
- II 伊尾川・木曾川下流域 (以上19号)
- III 伊尾川中流域 1
- IV 伊尾川中流域 2
- V 伊尾川中流域 3 (以上本号)

### Ⅲ 伊尾川中流域 1 (大垣輪中)

伊尾川以西について、大垣輪中を中心とした伊尾川・杭瀬川沿い、諸輪中が並ぶ杭瀬川右岸、多芸輪中を中心とした牧田川・津屋川沿いの三地域に区分して、各村々の意見書と関係性を検討する。

大垣輪中は伊尾川と杭瀬川（絵図では久世川とも）に挟まれ、東北部は伊尾川支流の平野井川が流れる大きな複合輪中である。輪中内は水門川が南流し、排水路の機能を果たした。水門川へは東中之江川と合流した新規川（西中之江川）が落ち合う。これらの川々を境にして、複数の内郭輪中が形成されたが、この時期の資料に登場するのは東部の古宮輪中と西南部の今村・浅草輪中である（浅草輪中を含めて今村輪中と称する場合もある）。大半が大垣藩領であったため、意見を表明するにあたって輪中の村々は共同歩調をとっている。

杭瀬川以西には10筋ほどの大小河川がはしり、烏江村・高瀬村間で牧田川と落ち合う。これらの河川の間には静里輪中、綾里輪中、十六輪中、大野輪中、室原輪中、蛇持輪中、祖父江輪中、江月輪中、飯積輪中、大墳輪中が形成された。この地域では、大垣輪中とは反対に、治水をめぐる輪中の村々が連携と対立を繰り返す複雑な様相を呈した。

多芸輪中は伊尾川中流右岸に位置する複合輪中である。岩道・下笠・大場新田・飯ノ木・有尾・根古地・大牧（大巻）・釜之段・高柳・小坪などの内郭輪中があった。輪中北を牧田川やその支流の金草川が流れ、牧田川と金草川の間には島田輪中と烏江輪中が形成された。多芸輪の南西を津屋川が流れて小坪地先で伊尾川と合流する。水下にあたるこの地域の村々は大垣輪中や杭瀬川右岸の村々と時に対立した。

当該地域については、反対意見のリスト化を試みた秋山晶則が、伊尾川の滞水問題の深刻化による逆水氾濫が上・中流域にも及んだことで大谷川・相川・牧田川や糸貫川流域における新規普請願いをめぐって対立が生じていたことを指摘している<sup>(1)</sup>。

#### (1) 寛保期以降の大垣藩領

「はじめに」で触れたように、この地域に関しては、大垣藩領村々による13ヶ条の願書が各書で取り上げられているものの、これまでは願書の中の川筋分離要求（第2条）と大樽川喰違堰締切要求（第11条）に関心が集中してきた傾向にある。ここでは願書全体を歴史的に位置づけるため、寛保・延享・寛延年間（1741～51年）の課題を確認することから始めたい。

延享年間に高木家川通役が記した「美濃国御料私領川通之儀ニ付存寄申上候覚」（436）には、この時期の課題が次のように述べられていた。

三拾年以前酉年御届申上候水行障候所々取払申候処年久敷義ニ御座候故、川瀬川形等茂古来ニ相違仕、川筋江竹木等茂生出水行差滞、土砂馳埋川床年々と高く相成、下川村々之儀十ヶ年以來別而水損相増、或者亡所同前之村々も数多相見申候、依之川上村々次第水損川上江相増、御料私領村々百姓及難儀体ニ御座候、然ハ下川村々之儀者無是非儀ニ御座候得共、此上川上村々水損相増不申様ニ此度相改申度奉存候

30年前の享保2（1717）年の取払普請以降、「下川村々」で続いた水損がしだいに「川上村々」に及びつつあり、「川上」の対策が必要との認識が示されている。

「川上」の大垣藩領今村・古宮輪中では、寛保3（1743）年までの16年間、毎年水損が続き、両輪中ではもとより、大垣城下までも溜水となるなど、広範囲な被害にあったという（432）。また、大垣藩が延享2（1745）年までの5年間の田方損亡率を調査した「大垣領川並村々不農歩附帳」（441-あ）によると、比較的損亡率が小さかった延享元（1744）年（平均3割3分）を入れても、5ヶ年平均の損亡率は7割を超えた。なかでも寛保3（1743）年は壊滅的で、牧田川・太田川通8ヶ村、赤坂川通33ヶ村、久瀬川通38ヶ村で皆損、津屋川通6ヶ村で9割2分3厘の損亡率であった。

危機的な状況に陥った寛保3年の冬、今村・古宮輪中51ヶ村は連合して普請を出願し、高木家川通役・笠松堤方役による立会見分が実施された（東223-8<sup>(2)</sup>）。しかし、幕府は「関東筋大水」（寛保2

年の戌満水)への対応に追われて余裕がなかったため、51ヶ村は延享元(1744)年7月に再度、嘆願した(432)。

水損の原因は伊尾川の水位上昇・滞水による恒常的な排水障害にあった。この対策として51ヶ村が願ったことは、鯰ヶ口<sup>しおぼみ</sup>兎猿尾と塩喰村新川掘割であった。

後掲の図Ⅲ-3または図Ⅲ-4を参照していただきたい。墨俣・森部輪中と古宮輪中<sup>さわたり</sup>の間を佐渡川(伊尾川の旧称)が流れ、古宮・今村輪中の排水路の機能を果たした水門川および西から流れる牧田川と落ち合い、福東・多芸輪中<sup>さわたり</sup>の間を南流して大樽川と合流する。

鯰ヶ口は伊尾川と長良川を結ぶ中村川の伊尾川口を指す。この鯰ヶ口に土砂が堆積して伊尾川の水が長良川方面へ流れ落ちず、結果として伊尾川の水勢が強まったことが、輪中の水門が開かなくなった要因の一つと考えられた。そこで、伊尾川右岸に位置する上難波野村(難波野村)外畑の猿尾でもって、伊尾川の水を匆ねて鯰ヶ口に堆積した置洲を押し払い、鯰ヶ口から長良川へ分水して伊尾川の水位を下げるのが求められた。このときは外畑にある甚内猿尾を取り立て、そのうえ古猿尾に新規先継をすることを願い出たようである(東53-6-1、東53-6-2)。猿尾については水当たりが強まることから福東輪中が障りを申し立てたものの(東133-1)、「古形之通」という条件で試みに兎猿尾1ヶ所が認められた(484)。

新川掘割を要した背景は次のとおりである。古宮・今村輪中の南は、絵図にみえるように、中洲の塩喰村を挟んで川通が東西二筋に分かれていた。その東川筋に豊喰新田・塩喰村が橋台を築出し通路橋をかけ捨石をしたため、これが石堰となって川通が西川筋一筋のようになり、川上で湛水被害が広がった。この橋台(石堰)は絵図の「豊喰川」と書かれた東川筋に描かれている。このため川上の森部輪中や古宮輪中などの村々は、元禄13(1700)年に橋台・捨石の撤去を訴訟したが、東川筋は川通ではなく堤を築いたときの土取跡であるとの豊喰新田・塩喰村の主張が認められ、訴えは退けられた(14)。伊尾川・牧田川が西川筋一筋に流れ合い湛水する環境は改善されず、延享年間には「当時之趣ニ而者両曲輪〔古宮・今村輪中〕落樋先差間申、御堤内水溜深、田方之儀不及申上、畑方迄作付不申、数拾年之水腐所与罷成、村居亡所同然ニ相成、相続之手立無御座迷惑至極奉存候」(484)という状態となっていた。そこで、塩喰村地内900間余を掘り割り、掘割新川から橋台(石堰)下の土取跡(東川筋)へ伊尾川の水を引き落とすことを計画したのである(東223-8)。しかし、新川筋両側を丈夫にしなければ塩喰村が亡所同然となること、豊喰新田悪水落込先が増水となり排水の障りになることなどの懸念が示され(東223-8)、また塩喰村・豊喰新田(東38-8-1、東38-8-2)、大吉新田・海松村・柿内村(437)、多芸輪中(438)が障りを申し立てた。これに対して今村・古宮輪中51ヶ村は、延享4(1747)年6月にも再願したが(484)、掘割新川は認められていない。

延享4(1747)年には、古宮輪中27ヶ村が大江通水門外の高洲対策として、島村地内の大川通に兎猿尾を願い出た(458)。このときの絵図が「古宮筋御願所絵図面」(6419、図Ⅲ-1)と思われる。笠松・多良両役所が見分し、周辺村々との利害を調整した結果、これまでの積籠先に長10間、川水3合目の出水で水下になる高さの猿尾が認められた(4408)。10間の新猿尾を描いた絵図が「嶋村新猿尾絵図」(6418、図Ⅲ-2)であろう。この後、馬瀬村・牧村の要望により、猿尾先を西へ5間ほど寄せることになった(472)。

寛延年間になると、戸田采女正方(大垣藩)が古宮・今村輪中の水落願いを申し出る。これをうけて高木新兵衛、同求馬、美濃郡代青木次郎九郎が立会見分し、寛延2(1749)年2月に普請目論見である「戸田采女正方<sup>の</sup>御願申上候ニ付濃州伊尾川通猿尾杭出洲浚豊喰新田石堰取払御普請大積帳」をまとめて、勘定所の判断を仰いだ(4418、4417、東25-1-1)。

普請目論見の要点は、表題にあるとおり、「伊尾川通猿尾・杭出・洲浚」と「豊喰新田石堰取払」の2点である。前者は、佐渡川(伊尾川)より墨俣川(長良川)への分水促進であり、鯰ヶ口に堆積した置洲104間の洲浚、上難波野村の猿尾補強(猿尾先に杭出15間、馬踏通に石籠60間)および60間の新猿尾、南波村草野置洲に30間の水請杭出を計画した。これにより「四五分通ハ墨俣川江流通り可

申候」とする。すなわち、佐渡川の水を上難波野村猿尾で勿ね、南波村猿尾で請けて、洲浚した鯨ヶ口から墨俣川へ流し通すことで、伊尾川の「水減」となって「水門先水重相減」、両輪中の悪水吐が改善されるとした。

後者は、塩喰村新川掘割の代案である。石堰は元禄14（1701）年に裁許があった場所であり、容易に取り払うことはできないとしながらも、石堰により大垣藩領村々の水落に差し支えが生じていることは確かであるため、石堰と東西の橋台を取り払えば両輪中の悪水抜は改善され、佐渡川の水の過半は東川筋を流れて水落が甚だよくなるとする。また、石堰取払後は東川筋の水勢が強くなることが見込まれたため、東川筋から牧田川（西川筋）への落口の川幅を川上並に拡張することも提案した。ここにきて問題の根本である石堰の撤去を求めたのである。

以上の工費は503両余と見積もられた。青木郡代・高木家はこの普請目論見について、「右之通ニ罷成候得ハ采女正願之通川筋三筋ニ相分レ水落宜、通船之差支有御座間敷候」と意義づける（4418）。ここでの「三筋」は、伊尾川（佐渡川）が長良川および塩喰村を挟んだ東西二筋に分流することを指している。

普請目論見に対しては福東輪中が新猿尾について障りを申し立てたが、「畢竟置洲取払候跡江重而洲付不申ためニ而古来江返候事ニ付可障筋無之」と申し渡して得心させたという。一方で石堰取払については、豊喰新田の「悪水抜之塚」を川下へ引き下げることが必要とされた。また、川幅拡張は尾張藩領の西海松村・柿内村地内にかかるため、尾張藩役人が障りの有無を吟味することになった。

このため勘定所は、石堰取払については「豊喰塚下相済候上之事」とし、「新猿尾・川浚・杭出等」を領主入用で仕立てるよう下知した（東60-5-5、東60-5-6）。笠松・多良両役所は寛延2（1749）年6月28日に縄張榜示を建てて大垣藩藩役人へ引き渡し、普請は10月中に竣工した（4417）。しかし、石堰取払については、後年に資料によると、大吉新田・海松村・柿内村や塩喰村が障りを申し立てたとあった（東30-9-1、東30-9-2）。

その後、浅草輪中の大垣藩領8ヶ村および尾張藩領横曾根村の9ヶ村が、伊尾川を埋樋伏越し、塩喰村地内を掘り割り、石堰下に輪中の悪水を落とすことを、宝暦2（1752）年に出願することになる（東30-9-3）。この出願は、伊尾川の水ではなく、輪中の悪水のみを東川筋へ落とし込むことを目的としたものであったため、上記4ヶ村も障りを申し立てなかった（この計画は堤方2・12-4の「濃州勢州川通絵図」に記されている）。

このほか、寛延3（1750）年3月には、大垣藩領今村筋16ヶ村が牧田川通の浚渫を願い出していた（512）。牧田川通の高渚村から船附村の間に近年大砂が馳せ出して置洲ができ、なかでも鼠ヶ森と呼ばれる場所は置洲のために常水が2尺余も湛水となり、今村輪中の悪水落が悪化したためである。

## (2) 大垣藩領覚書

寛延年間までの動向を踏まえて、紙袋「宝暦三年西五月 大垣領絵図并覚書入」に収納された覚書（714-あ）と絵図（714-い、図Ⅲ-3）をまず取り上げたい。覚書は8ヶ条からなり、文末の文言から、幕府代官の来訪に合わせて大垣藩役人が領内の以前からの要望を逸早くまとめたものと考えられる。絵図も付属しており、この地域の主要な課題を把握するのに有効であるため、覚書全文と絵図を掲載する。「イロハ……」の文字は原文は朱書で、絵図と対応している。

### 覚書

一鯨ヶ口水行古来之通長良川江水分ケ之儀、先年御吟味之上、難波野村ニ而水勿被仰付、川筋茂鯨ヶ口江附寄宜敷御座候得共、右難波野村水勿ニ而者場所川下ニ付水勿弱ク、鯨ヶ口置洲押払不申候、右場所之上ミ尾張様御領牧村ニ而水勿石籠或者杭勿被仰付、尤唯今迄有来候難波野村水勿先キ打杭被仰付候ハ、鯨ヶ口江水分レ古来之川形ニ可相成候、右之趣罷成候得者第一御料馬瀬村、尾張様御領牧村悪水吐宜并牧田川筋船着村ニ而落合水相減候ニ付、御料私領大分之

村々益ニ相成申儀ニ御座候  
 一水門先有来流シ刎石籠五拾間先繼、豊喰川入口之所置洲浚被仰付候得者、右水門江水落之村々  
 式拾五六ヶ村悪水吐宜罷成候  
 一大牧村置洲近来夥敷押出シ、川通之内十二七分者置洲ニ罷成、今尾村堤際ニ而大樽川与落合、  
 此置洲ニ而流水盛湛申儀大分之儀ニ付水行淀ミ、此所<sup>ト</sup>川上ニ而川底埋候ニ付、自然与水行滞  
 申候、此置洲大牧村堤添之所ニ而真直ニ川筋被仰付候得者、第一福束曲輪凡壺万石程之悪水吐  
 宜敷罷成候、尤右大牧村堤添、近頃迄川通ニ而今以川形相残居申候  
 一牧田川通鼠ヶ森置洲出来、水引落悪敷御座候、此所浚被仰付候得者、川筋真直ニ成り水行不滞、  
 川底茂低ク可相成候  
 一牧田川・段海川落合下烏江村・高測村之間、川底高罷成、水行差支候、近来長良川過半伊尾川  
 江流来、牧田川下船着村<sup>ヲ</sup>逆水仕候ニ付水湛、右烏江村・高測村之間川底高罷成候儀与相見え  
 申候、鯰ヶ口ニ而長良川江分水仕候得者逆水者不仕候得共、右川底浚被仰付候得者牧田川・段  
 海川添村々大益ニ御座候  
 一直江村・江月村之間ニ而小畑川築留<sup>ヲ</sup>、祖父江村<sup>ヲ</sup>段海川江川替被仰付候得者、御料直江村・飯  
 積村・金屋村・祖父江村水損相通、其上堤外野畑御本田ニ相成候、此外尾張様御領飯田村・江  
 月村・蛇持村同曲輪之儀ニ付大益ニ御座候  
 一段海川筋近来置洲出来、各芦附ニ罷成、一向川通狭ク水行甚差支候、此川筋置洲芦附取払、本  
 田畑等之分者芦柳等取払、流作ニ被仰付候得者、百姓共痛之筋無之、水行宜敷罷成候  
 「<sup>(御座候)</sup>段海川ニ不限、都而川並生出候竹木御取払被仰付候ハ、宜御座候、就中横曾根村舟渡場諸木  
 生出不宜御座候事」  
 一中曾根村・綾野村之間、水除堤築捨ニ御座候、此所<sup>ヲ</sup>押込水ニ而御料久徳村・檜村・塩田村、  
 私領中曾根村・徳光村五ヶ村、定水損所与罷成候、元来者上<sup>ヲ</sup>之水除仕候得而、下<sup>ヲ</sup>之押上ケ  
 水者無之所、近頃者押込水ニ而御取箇茂相減申候、此所押上ケ水防被仰付候得者、御本田ニ立  
 返り御取箇も進申候  
 右ヶ条之趣百姓共数拾年相願申儀ニ御座候、尤百姓共相願申趣相違も無御座、御取箇も年々相減  
 申儀ニ御座候ニ付、御内々ニ入御覽置候間、御評議之初宜被添御心被下候様奉希候、以上

第1条は伊尾川の水を鯰ヶ口（中村川）から長良川へ分水するための措置である。難波野村の水刎  
 では勢いが弱く、鯰ヶ口（イ）の置洲を押し払うことができないため、川上の牧村に水刎石籠あるい  
 は杭刎を設置し（ロ）、また難波野村の水刎先に打杭を設けること（ハ）を要求した。第2条の水門  
 先刎石籠50間先繼（ニ）と豊喰川入口置洲の浚い（ホ）は、大垣輪中の悪水吐の改善を目的とする。  
 第3条では川通へ押し出た大牧村置洲（ヘ）の措置を求める。ここは大樽川と伊尾川が落ち合う場所  
 であるため、この置洲で流水が盛り湛えて水行が淀み、その川上で川底が埋まって（ト）、水行が滞  
 るため、堤添いに直線的に新川筋を掘り割り、伊尾川と大樽川の合流先を分けること求めたものとい  
 える。

第4条は牧田川の流れを滞らせている鼠ヶ森の置洲（チ）について浚渫を求める。第5条も、牧田  
 川と段海川（杭瀬川）が落ち合う先の烏江村・高測村間の河床上昇（リ）、船着村（船附村）よりの  
 逆水（ヌ）への対策として、烏江村・高測村間の浚渫を求める。第6条は直江村・江月村間で小畑川  
 を築留（ル）、祖父江村から段海川へ川替すること（ヲ）を提案する。第7条は段海川筋の置洲を取り  
 払い、本田畑などの分は芦柳などを取り払って流作場とするものである（ワ）。最後の第8条は中  
 曾根村・綾野村間の水除堤（カ）の設置要求になる。

前半は伊尾川に関わる要求で、次に取り上げる大垣藩領村々が願っていたことである。後半は主  
 に杭瀬川以西の村々が出願していたことで、これらについては次章で取り上げる。

### (3) 大垣藩領願書

次に大垣藩領村々による宝暦3年5月付願書を検討する。この願書は宝暦治水直前の流域の課題が集約された意見書として、『岐阜県治水史』（上巻474～477頁）や『岐阜県史 史料編 近世五』（44号文書）が全文掲載し、宝暦治水研究において代表的に取り上げられてきた。しかしながら、資料の基本情報を確認しないまま取り上げてきたという問題がある。

原本は多良役所へ提出したもの（713）と笠松郡代所へ提出したもの（堤方2・01-13-4）が伝わっている。前者は「多良」「大垣領八十七ヶ村普請願」、後者は「今村・古宮輪中」と端裏書がある。『岐阜県治水史』および『岐阜県史』はどちらも多良役所へ提出した願書（高木家文書）を翻刻しているが、『岐阜県治水史』は「大垣領八十七ヶ村普請願」、『岐阜県史』は「濃州川通普請願（大垣領八ヶ村）」と呼び、村数が一致しない。実際には今村・古宮輪中の名主のべ87人が連署しており、『岐阜県治水史』が正しい。ただし、『岐阜県治水史』は翻刻にあたって「直江村名主伊右衛門、平村名主八右衛門」とあるところを「直江村名主八右衛門」と翻刻してしまっている。

ところで、両書に掲載された翻刻を読むと、どちらも条文の順序が錯綜しており、また一部意味が読み取れないところがある。

高木家文書に伝わる願書原本は13枚の料紙を貼り継いだ続紙に書かれており、その料紙の内容を端から順に記すと次のようになる。

第1紙（表題、1条、2条、3条）、第2紙（4条、5条、6条、7条前半）、第3紙（7条後半）、第4紙（8条、9条、10条前半）、第5紙（10条後半、11条、12条、13条）、第6紙（右奉願上候～以上）、第7～13紙（日付、署名、宛名）

調べてみると、『岐阜県治水史』および『岐阜県史』は、第1紙（表題、1条、2条、3条）→第4紙（8条、9条、10条前半）→第3紙（7条後半）→第2紙（4条、5条、6条、7条前半）→第5紙（10条後半、11条、12条、13条）→第6紙（右奉願上候～以上）→第7～13紙（日付、署名、宛名）の順で翻刻しており、そのため条文の順序が混乱しているだけでなく、7条と10条の内容が途中で入れ替わっている。高木家文書の原本の現状が間違っている可能性も考えたが、高木家文書の現状は堤方役所文書と同じ順序であるため、現状の並びが正しいと判断できる。編纂時には原本の料紙が剥がれた状態にあったのかもしれない。

『岐阜県治水史』は編纂時に、多良役所へ提出したもの（高木家文書）と笠松郡代所へ提出したもの（堤方役所文書）を謄写しており、両通が『岐阜県治水史資料網文』二（岐阜県、1942年）に収録されている。それをみると、高木家文書を典拠とした方はすでに間違った翻刻となっている。編纂者は両者の差異に気づいていたと思われるが、『岐阜県治水史』に掲載する際、「笠松郡代役所へ提出した請願書も、略ぼこれと大同小異なので省略する」として処理した。その後、『岐阜県史』が『岐阜県治水史』の読み方を踏襲したため、現在まで間違った翻刻が流布してしまっている。

有名な資料であるので、ここで高木家文書から、あらためて本文を引用する（条文に番号を振った）。

乍恐以口書奉願上候覚

① 濃州川通水行不宜、数十年村々水損難儀仕候付、御見分被成下候間、水損相遁候儀相考へ可奉願之旨難有仕合奉存候、依之願之趣左ニ奉申上候

② 東大川通木曾・長良之両川水道西江片寄、伊尾川一筋江馳込候付、伊尾川之水重大分之儀ニ而伊尾川一方ニ盛湛候故、海口引取遅く、年々以川底高く相成、洪水及度々、其上常水落兼候故、年々村々水損相増迷惑仕候之間、川筋相分り東川筋江水道付候様奉願候御事

③ 大明神村字浄土堤与申土手次第ニ高ク相成、其上野畑ニ土砂等置重候付、追々水開キ差間迷惑仕候間、右土手并土砂共先規之格ニ御取払被下置候様ニ奉願上候御事

④ 長良川江水開キ之場所、中津裏大分土砂馳込、水行差間申候間、前々之形ニ川浚被仰付被下候

様奉願上候御事

- ⑤ 一難波野村東鯰ヶ口水行古来之通先年御吟味之上、難波野村ニ而水刳被仰付被下置候得共、右場所就中水道西江片寄川下リニ付西之方江落込、鯰ヶ口置洲水行甚相滞申候付、牧村藪野畑共ニ御取払、尾張様御領牧村にて五拾間之猿尾被仰付被下置、難波野村・南波村之間ニ川幅七拾間程之所両方方喰違猿尾被仰付被下置候ハ、古来之川形チニ相成リ、御料私領各別水落宜牧田川江落合水相減シ決而水損相通申候間、右之通被仰付被下候様奉願上候御事
  - ⑥ 一水門先有来候石籠五拾間先継、川中置洲等浚被仰付被下候ハ、大分之村々悪水吐宜罷成候付、被仰付被下候様奉願上候御事
  - ⑦ 一水門先水落塩喰村石堰ニ被堰留水引落不申、必至ニ難儀仕候付、右塩喰村・豊喰新田江引合、右場所方下借地ニ仕、石堰取除江通ニ仕水通候筈ニ約束仕候、然共川幅狭御座候付、古来之通古川跡古堤通川筋御立、仏師川江水落候様ニ奉願候、則古形チ御座候間、御見分之上願之通被仰付可被下候、左候ハ、上村々弐万六千石余之所水損決而相通申候間、願之通被仰付被下候様奉願上候御事
  - ⑧ 一牧田川・段海川烏江ニ而落合、村々落樋先江大分之土砂馳込、其上押上水、水門先迄水盛湛、剩右湛候水落先横切ニ相支申候間、牧田川筋山添江御附、鷲巢川江落込候様奉願上候御事
  - ⑨ 一船付村鼠ヶ森置洲出来、水引落悪敷迷惑仕候間、浚被仰付、真直ニ水行不滞引落候様被仰付被下候様奉願上候御事
  - ⑩ 一大牧村置洲近来夥敷出来、水盛湛候儀大分ニ而、水行淀、弥川底埋リ流水相湛申候間、右之所近キ頃迄川通ニ而、則川形チ相残居申候得者、右堤形ニ川筋被仰付可被下候、左候ハ、上村々水落宜決而水損相通申候間、願之通被仰付被下候様奉願上候御事
  - ⑪ 一大藪村喰違之所御築切被下置、川筋相分レ候様奉願上候御事
  - ⑫ 一川々水落今尾与申所ニ而伊尾川一筋江諸川落合、其上羽根・駒野・安江三ヶ所之砂石川筋江横切ニ馳出、水行甚差支申候間、右今尾方鯰池与申所川口御明ヶ、万寿新田迄新川御立被下置、夫方海口迄之所、所々御取払被下置候ハ、今尾方上村々水腐之難決而相通申候間、右之通被仰付被下候様奉願上候
  - ⑬ 一根古地川向野畑出張之所切欠、川形直ニ相成候ハ、水行相直り上村々水落宜御座候間、右出張之所御取払被下置候様奉願上候御事
- 右奉願上候場所絵図面相認差上申候、願之通被仰付被下置候ハ、御料私領大分之御高水損相止、数万之者共難有可奉存候、以上

第1条において数十年来水損で難儀していることを伝え、第2条で濃尾平野が東に高く西に低い土地傾斜の状態にあり、長良川・木曾川の水が伊尾川に流れ込み水位が上昇するため、川筋を分けて東川筋へ水道を付けることを要望する。第3条以下が具体的な普請願いである。

第3・4条で大明神村の土手や野畑、中津裏（中須村裏）に堆積した土砂の取払を願い、第5条で鯰ヶ口の置洲対策として、尾張藩領牧村に50間猿尾、難波野村・南波村間に喰違猿尾を設置することを求める。これらは伊尾川の水を長良川へ分水（「水開キ」）するための措置である。

第6条では、輪中の悪水吐に支障が生じていたため、水門川口の石籠50間先継と置洲などの浚いを求める。

第7条は塩喰村・豊喰新田間の石堰問題に関わる。ここの記述によると、今村・古宮輪中が借地して石堰を取り除く「約束」を塩喰村・豊喰新田と取り交わしたようであるが、石堰を撤去しても川幅が狭隘のため、古来のとおり仏師川（伊尾川左岸、村北を大樽川が西流する）へ水落するよう古川跡古堤通に川筋を立てることを願い出ている。塩喰村の東川筋は、以前は伊尾川が広く南流し、大樽川に流れ出していた。その場所に本郷村・柿内村・西海松村（尾張藩領）からなる三郷輪中が形成され、寛文年間（1661～73年）に輪中北部の河川敷が開発されて大吉新田・豊喰新田となり、川筋が築堤さ

れて図Ⅲ-3、4にみられる東川筋となった。「古来之通古川跡古堤通川筋御立」とは、両新田の開発以前の川筋に戻すことを意味する。

第8条は、牧田川・段海川の合流部における問題の解決策として、牧田川の鷺巣川（津屋川上流）への付替を提案する。また、今尾で諸川が合流し、そのうえ羽根・駒野・安江の三谷から砂石が馳せ出し、そのことが水行の支障となっていたため、第12条で今尾より万寿新田への新川設置と、そこから海口までの取払を願っている。

このほか、水落改善のため、第9条で船附村鼠ヶ森の置洲の浚い、第10条で大牧村置洲に川筋掘割、第13条で根古地村川向野畑出張りの取払を要求する。第11条は大樽川喰違堰の「御築切」による長良川と伊尾川の川筋分離（後述）を求めたものである。

最後の「右奉願上候場所絵図面」については、候補として絵図6421（図Ⅲ-4）をあげておきたい。絵図に朱線で記された「新川願」が、第8条の「牧田川筋山添江御附、鷺巣川江落込」と第12条の「今尾方鯉池与申所川口御明ヶ、万寿新田迄新川」にあたるのではないだろうか。また、第7条の「古来之通古川跡古堤通川筋」、第5条の「喰違猿尾」などに該当するものも描かれている。ただし、取払や洲浚、喰違猿尾の場所を示す付箋の位置が正確ではなく、いくつかは剥離している。

今村・古宮輪中は恒常的な排水障害への対策として、水門先の伊尾川（ここでは福東・多芸輪中の間）の水位を低減し、流下を促進することが課題であった。13ヶ条願書は、寛延年間までの取り組みを推し進める一方で、牧田川の鷺巣川への付替、今尾より万寿新田への新川など、これまでにない大胆な提案もしているのが特徴である。しかし、伊尾川対策の必要性は共有されていても、ここで提案された分水策や新川による流路変更の必要性が流域の共通認識になっていたとはいいがたく、下流の村々（特に多芸輪中）の反発を招くことになる。

#### (4) 馬瀬村・牧村普請願い

伊尾川中流右岸に位置する馬瀬村（御料）と牧村（尾張藩領）は、伊尾川とその分流に囲まれ、2ヶ村で牧輪中を形成した。この2ヶ村は宝暦3年6月に、それぞれ願書を提出している。馬瀬村の願書（952）の付属絵図が499（図Ⅲ-5）、牧村の願書（949-あ）の付属絵図が949-い（図Ⅲ-6）である。

両村の願書と絵図はほぼ同じ内容である。馬瀬村・牧村立会悪水落江堀は、難波野村・今福村の堤外畑を掘り割り、下流の島村地内にて伊尾川へ掘り出していたところ、近年「伊尾川底高」になり悪水が落ちかね、とりわけ江堀先が「砂付」になり、土砂が馳せ込み水落が悪化した。また、絵図にみえるように、福東村地先の大きな「砂付」が伊尾川の水行と両村の悪水落の障りとなっており、くわえて中須村裏川入口の「砂付」により伊尾川の水が裏川筋へ引き落ちなくなっていた。中須村裏川入口の「砂付」は大垣藩領願書でも取り上げられていた問題である。そこで両村は土砂堆積による輪中の排水障害への対策として、江堀先畑面に50間石猿尾普請、福東村地先および中須村裏川入口の「砂付」の浚いを出願したのである。

牧村の願書では、先年普請した難波野村東猿尾が障りの場所となったことから、今回見分の「流猿尾同所くい違猿尾等并中村川鯉ヶ口入口横せき、中須村裏川通入口横せき」も川通水行の支障になるとして、普請に反対する意見も示されていた。これは、大垣藩領願書第5条にある難波野村・南波村間の喰違猿尾設置要求と桑原・小藪輪中（I-(4)(5)）が要求していた中須川・中村川への石堰設置要求を念頭においた意見であろう。さらに牧村は、馬瀬村・牧村悪水落江筋桁への水当たり対策として、土手の増強（「右江桁難波野村御堤五合目相こたへ申候様ニ右土手御普請」）を願っていた。

#### (5) 杭瀬川通改修願い

宝暦3年5月、大垣藩領（相給を含む）12ヶ村が絵図（754-い、図Ⅲ-7）を添えて、赤坂川通（杭瀬川通を指す）の直線化改修と浚渫を願った（754-あ）。12ヶ村は、上流の八幡村、片山村、江渡村（片山村の枝村であったためか絵図に記されていない）、市橋村、右岸の赤坂村、与一新田村、左



岸の草道島村、池尻村・同入方、笠木村、一色村、木戸村である。川沿いの村々が「大分水付水損」している原因は「川筋ゆかミ多ク」、そのうえ川底が高くなり、水落が悪化したことにあるとして、「川通ゆかミ候所順直ニ被遊、川底御浚被下置候」ことを要望したのである。

同月、大垣藩預所の福田村も絵図（799-い、図Ⅲ-8）を添えて、杭瀬川の浚渫を願い出していた（799-あ）。福田村は杭瀬川右岸に位置し、図Ⅲ-7の絵図にもその名がみえる。杭瀬川通の川底がしだいに高くなり、かつ川幅が狭いため、出水ごとに田地が水下になるとして、不破郡塩田村から多芸郡船附村までの「川浚御取払」を求めたのであった。

上記の12ヶ村願書に署名した八幡村と片山村は、同年6月に連名で「赤坂川筋上中川浚新井溝」を願い出していた（903、6322）。このときの墨引絵図は、願書の記述と絵図に描かれた内容の一致から、6322（図Ⅲ-9）が該当する。同絵図は「寛保二戌年」の記載があるが、村名の筆致と比べるとあきらかに異筆であり、年は後世の書込であろう。

絵図に描かれるように、杭瀬川上流は中川と粕川の二筋に分かれ、その東に東川が流れて合流する。中川・粕川が落ち合う先には用水の取水口（赤坂村井口、市橋村井口）がある。墨で書かれた直線は「大境色」であり、北が八幡村と片山村、南が片山村と市橋村の境を意味する。図Ⅲ-7にも同様の書込があるので参考になる。

願書では、八幡村は吹水が多く（杭瀬川は扇状地扇端の湧泉を水源とした）、さらに池田山の谷々より夥しい石砂が馳せ込み河床が上昇し、殊に市橋村・赤坂村両井堰にその石砂が持ち堪え中川筋の水行に差し支えるため、数十年来の水損に難儀していると訴える。そこで次の普請を要求した。①両井水を八幡村地内「北出落」まで引き上げて八幡・片山両村地内に「新井溝」を設ける（絵図の中川に沿って西側に「新川色」で描かれているのが「新井みそ」である）。②中川筋八幡村・片山村地境より下へ400間ほど川浚をする。③片山村・市橋村地境より川下市橋村地内の東川が落ち合う場所まで「御見通し川筋直ニ」する。絵図には「川替ノ所」と書かれており、湾曲する河道を直線化する捷水路を設けることを指している。

#### Ⅳ 伊尾川中流域 2（杭瀬川以西）

杭瀬川以西も水害常襲地域であった。その原因として、大谷川・相川・中川・泥川・色目川・小畑川をはじめとする大小の川々が合流を繰り返すこと、上流からの流量が豊富なことにくわえて牧田川の逆水が発生すること、大谷川や相川は蛇行を繰り返しその堤が築捨状に存在していたことがあげられる（川と村の位置関係については図Ⅳ-6および図Ⅳ-13が参考になる）。

宝暦治水前においては、主に不破郡の村々が大谷川・相川に関する意見書を、多芸郡の村々が小畑川・杭瀬川・牧田川が落ち合う場所に関する意見書を提出した。しかし、それぞれに周辺の村々が障りを申し立てる事態となり、利害調整は困難を極めた。

##### (1) 大谷川通・相川通普請願い

大谷川と相川をめぐるっては宝暦3年中に次の4件の出願があった。

- (A) 大谷川通水除堤願い  
不破郡檜村・久徳村・塩田村・中曾根村・徳光村
- (B) 大谷川通改修願い  
不破郡長松村・矢道村・荒尾村・昼飯村
- (C) 相川通拡張・新川付替願い  
不破郡表佐村
- (D) 相川通川替・水除圀願い  
不破郡十六村

檜村・久徳村・塩田村・表佐村は大垣藩預所、十六村は尾張藩領、その他は大垣藩領であった。ここでは各願書を確認してから、次に障り申立、それに対する反論を取り上げることにする。

(A) 檜村・久徳村・塩田村・中曽根村・徳光村の5ヶ村は、宝暦3(1753)年4月に、願書(712-あ)、絵図(711、**図IV-1**)、水損高覚(710)を揃えて笠松・多良両役所へ提出した。その後、「此度水損村方為御救御見分被成下候段、尤永々水損相遁候筋御座候ハ、可申上之旨被仰出之」たことにより(712-い)、5月にあらためて願書(712-い)と絵図(712-う、**図IV-2**)を提出した。なお、5月付絵図はもう1枚残っている(778、**図IV-3**)。大谷川左岸堤の間数について、**図IV-2**は620間、**図IV-3**は549間(荒川村分100間、中曽根村分449間)という違いがみられる。また、1年後に「目論見替」を願い出た際の願書(712-き)に前年の交渉内容を説明した箇所があり、それが詳細で参考になる。このときの願書も踏まえて宝暦3年の出願内容をまとめると、次のようになる。

5ヶ村は30年以来「定水損所」となっており、5ヶ村を合わせた水損高は2888石余、実に高辻の9割に及んでいた(710)。なかでも中曽根村の被害は大きく、高辻752石余が残らず水損高と報告されていた。水損の原因は、大谷川通に「曲り」が多く、出水時には中曽根村井水川通(往還土橋下で大谷川から取水し中曽根村に注ぐ用水路)に大量の水が落ち込み、さらに中曽根村水除堤(大谷川左岸堤)の下方90間ほどが築捨になっており、ここから逆水が入り込むためであった。そこで井水川口に「懸ヶ塚」1艘、築捨90間に堤築足およびこの場所に悪水落込1艘を設けることを願い、従来の古堤549間と用水口の井桁93間の上置腹付修復を求めた。**図IV-1**には「養水掛樋」と「御堤築足」が貼紙で描かれ(現状の絵図は貼紙位置が間違っているので画像補正した絵図を掲載した)、**図IV-2**、**3**では朱書で示されている。

(B) 長松村・矢道村・荒尾村・昼飯村の4ヶ村も、宝暦3年5月に大谷川の普請を願い出た(785-あ)。絵図は785-い(**図IV-4**)と6364(**図IV-5**)の2枚ある。4ヶ村のうち長松村は美濃路が、昼飯村は中山道が村内を通る。比較的高地にあたるが、それでも近年は水損に悩まされていた。その理由を、荒川村下の大谷川が「百曲」と呼ばれるように蛇行を繰り返しており、そこに「大分水盛り湛」、さらに下流の牧田川が落ち合う烏江村・高測村間が狭隘で川底が高く水行に差し支えるためと説明する。そのため、絵図に朱線で示したように、大谷川の直線化改修(「百曲直ニ」と烏江村・高測村間の拡張(「川広ケ」)を求めた。

(C) 表佐村も宝暦3年5月に、絵図(782-い、**図IV-6**)を添えて相川の普請を願い出た(782-あ)。絵図の北西から流れる出る川が相川で、「当村御堤」は薄茶色、「他所御堤」は濃茶色で描き分けている。表佐村は相川右岸に位置する。普請出願箇所は次のとおりである。

- ・表佐村地内の「御堤曲り角」4ヶ所は水吐の障りになるので取払を願う。
- ・相川通の川幅は表佐村地内は100間から30間あるが、川下の島村向沖横手より十六村前大野までは13間から5、6間ほどしかないと水吐が悪く堤の障りとなっている。そこで、島村横手から十六村分に至る600間については川幅を23間に広げて洲溜りの川浚をおこない、さらにそこから下段海渡場までの川幅も23間に広げ、数ヶ所の「曲り目」を取り払ってほしい。この普請内容を示したのが貼紙1である。
- ・表佐村出郷裏の中川が落ち合う場所にある堤築捨20間下に築足すれば逆水が減る。いまある堤よりも丈夫にすることを願う。
- ・島村向沖横手より下段海渡場までを川幅25間の新川に付け替えれば水落がよくなり、表佐村に限らず外村々の「大分之益」にもなる。中川・泥川が出合う場所に築捨堤30間を設ければ2筋の出合いが引き下げられ、なおまた逆水が減る。付箋2がこの普請内容を示したものである。

以上を提示したうえで、川幅拡張か、もしくは新川付替のいずれかを願った。

なお、関連して6月に、取払新堤を願う「御堤曲り」の間数とそれに伴う潰地の反歩を算出した「不破郡表佐村相川通御堤曲り四ヶ所御取払新堤願上帳」(930)を提出した。対象の「御堤曲り」4ヶ所は、長55間(潰地8畝7歩)、長25間(潰地1反15歩)、長15間(潰地1畝29歩)、長43間(潰地1反

23歩)であった。

(D) 十六村が濃州不破郡十六村絵図(931-い、図Ⅳ-7)を添えて願書(931-あ)を提出したのは、宝暦3年6月である。同村は大谷川・相川をはじめ諸川が落ち合う低地にあり、そのうえ牧田川が逆水し、水損が続いていた。そこで、相川通の村境より木寅川(泥川のこと)への川替および田畑境に水除圀することを願った。絵図上の十六村とその枝村である大野を囲む朱線が水除圀の新堤である。二重朱線が川替を示し、剥離した付箋には「新川長八百四拾間、川中廿間、堤高九尺、堤敷六間」とある。

## (2) 大谷川通水除堤願いへの障り申立

以上の普請願いについて、とりわけ多くの村から批判にさらされたのは、大谷川通水除堤願い(A)であった。

出願後の5月8日に笠松・多良の役人が見分に訪れる(2217-9)。その際、障りを尋ねたところ、5月だけでも、不破郡栗原村(5611)・室原村(787-い)・鳥村(786-あ)・綾野村(787-き)・荒川村(777)・表佐村(780-あ)、多芸郡大坪村(792)が障りを申し立てた。水除堤が築かれ荒川村前から綾野村西堤まで堤でつながると遊水機能がなくなるため、大谷川の増水および牧田川・相川・泥川などからの逆水による排水障害、破堤・浸水被害の拡大が懸念されたためである。

堤をめぐっては認識の違いもみられた。綾野村は「五ヶ村御願被申上候絵図面拝見仕候処、中曾根村西ニ水除圀少々有来候様ニ被申上候得共、先規左様ニ而者無御座、常之作場道ニ而御座候、依之只今迄も少々之修覆茂為致不申候」と述べ、同様の主張を鳥村もしていた。大谷川左岸に現在あるのは「水除圀」ではなく「作場道」に過ぎず、これまでも修復などはしてこなかった、というのである。

荒川村も延宝5(1677)年の裁許を根拠に「新規之義者不及申上、修覆等先規左一切無御座候」と主張する。杭瀬川・大谷川に挟まれ、北から静里輪中・綾野輪中が位置する。静里輪中の北部は堤がなく明所<sup>あきどころ</sup>となっており<sup>(3)</sup>、出水時には杭瀬川からの水が流れ込む。これについて、往還(美濃路)は周辺の水田よりやや高くなっており、道下(往還南)の中曾根村・塩田村・徳光村が置土などにより「往還地形築立」して流水防止機能の強化を図ったことで、道上(往還北)の荒川村・久徳村・檜村・小笠毛村との間で争論となった(712-お・く)。延宝5年、評定所の裁許により、往還の置土は並木松の根張際までとすること、荒川村川下への新樋伏・水路築留・橋下の乱杭は禁止、橋前および押水筋への畔付上の禁止が取り決められた。このとき作成された裁許裏書絵図(E-2-(1)-78、図Ⅳ-8)が伝わっている。荒川村は延宝5年裁許を根拠に、新規の儀は不可であることを主張したのである。

なお、牧田川の逆水に悩まされていた大坪村は、新規水除堤に反対しながらも、以前から出願している高測村地内の新川が実現すれば牧田川の逆水も止むので5ヶ村の願いも障りでなくなると、条件付きで容認する姿勢をみせていた。新川については後述する。

これらの障り申立に対して、檜・久徳・塩田・中曾根・徳光5ヶ村は6月に再願書(712-え)を提出して反論する。このとき「願絵図壹枚」もあったことが一括紙袋(712-あ〜く)に書かれているが、現在絵図は同封されていない。反論は次のとおりである。

栗原村は我々の村方よりも2里ほど上方にあり、殊に「山付ニ而地面高」であるので、障り筋にはみえない。

室原村は現在は「御堤内」にあるので、我々の「御堤築廻シ」が仰せ付けられても障りなるとは思われない。

綾野村も「御堤内之御田地」なので、さして障り筋にはみえない。また、堤外田畑175石余が亡所になると訴えたこと(787-き)に対しては、大谷川通の綾野村野方内の本高(本途物成を納める田地高)の有無は存じないが、野方は「殊之外地高」であるので差し障りもみえない。本田よりも野方を大切に思っているようなので、わずかでも強く申し出られるのであろう、と述べる。

鳥村については「一体地高」で水腐所はみうけられないものの、十六村が出願している水除が築か

れ、さらに荒川村が「築廻シ之除御堤」を願えば、もし低所であっても「囲内」になるとして、「荒川村水除御願被申上候様ニ仕度奉存候」と申し出た。水除のための築廻堤（輪中化）を提案したのである。しかし、見分の際に役人から「逆水仕候処水除囲築切」を提案されたとき、荒川村は「上村々長松・表佐田場おゝれ水」や「綾戸・垂井・青野野水」が大分に自村へ落ち合うため、島村は田所が入り組み相川通にて「二田面」に分離されている村方であること、相川通石堤にて出水時には大分の「もり水」があり、そのうえ田面の所々に湧水があることから、両村とも「水除囲」は成りがたい場所であると反論していた（777、786-あ）。

さらに、出願5ヶ村は荒川村について次のように非難する。荒川村は高辻1050石のうち、村東400石は我々が出願の堤内にあり、村南650石のうち長松村境・島村境の田地に沿った分は「地所高」ゆえ下よりの「込上水」で水損することはない。荒川村の「水所」は、見分のおおりの、葎を植え付けた場所であるので低地の田地は多分ともみえず、我々同様に「水防」を願えば「双方和順」にて願いがかなうのに、いかがしたのか、「先年出入論外之儀」まで持ち出して「場所違之儀」を申し上げられ迷惑している。

そこで、証拠として、荒川村が争論裁許の場所と申し上げたのは「全論外之趣」であることを書き記した場所訳書（712-お）、延宝5年裁許絵図写（1453-や、図IV-9）、古絵図裏書写（712-く）を再願書に添えて提出した。

その後、再び見分があり、6月にも栗原村（928）、室原村（787-え）、島村（926）、綾野村（787-く）、荒川村（927、925）が障りを繰り返し、双方の溝は埋まらなかった。

ところで、このときの見分は吉田代官の流域調査の一環であり、栗原村は「尤此度川通御見分被為遊候ニ付水落宜敷義御願申上候様ニ先達而被仰渡候得共、水吐宜敷存付無御座候」と回答していた（928）。荒川村も、自村は「水所」であるけれども、「水難相減候仕方無御座候ニ付新規之普請御願者無御座候」とする（923）。ただし、自村の田場へ障りとなるような出願が他村よりあれば「其段者御断之御願」を申し上げると付け加えていた。水損がないので出願しないのではなく、解決案を示すことができずにいたのである。島村と綾野村は、先年より求めている高淵村地内に新川を設ければこの辺りの村々の水落は改善するとしながらも、5ヶ村が願う新堤が築かれれば新川を願い出ても今より水損が増し村方が亡所となるので、高淵村新川の件はこのたびは再願しない、と回答した（926、787-く）。この点は先の大坪村とは対応が違っていた。

### (3) 大谷川・相川改修への障り申立

6月以降は他の3件の出願に対しても障り申立が相次いだ。なかでも綾野村・室原村・島村は4件すべてに反対を表明していた。

長松・矢道・荒尾・昼飯4ヶ村の大谷川通改修願い（B）については、6月に島村・室原村・栗原村（929）、綾野村（787-こ）、荒川村が（924）が、いずれも川筋の「曲り」がなくなれば水が一度に田所へ押し掛け、悪水吐も悪化するとして反対した。

また、大谷川の「曲り御直シ」については、宝永年間（1704～11）および寛保元（1741）年に檜・久徳・塩田・中曾根・徳光5ヶ村が出願し、笠松・多良両役所が認めなかった場所であった（寛保元年の願書が417）。荒川村は、長松・矢道・荒尾・昼飯4ヶ村は「格別地高之場所」ゆえ5ヶ村が「曲り御願」をたびたび申し出てもこれまで出願してこなかったのに、今回に限り願い出るのは得心しがたいと非難する。ただし、この点は環境の変化を考慮すべきではないか。前出の檜・久徳・塩田・中曾根・徳光5ヶ村願書（712-き）で触れられていることであるが、近来は大谷川が出水すると美濃街道筋が通行できないほどの水場となるため、諸大名は垂井宿か大垣宿で2、3日ほど逗留しており、このような事態は14、5年前にはなかったという。流域環境の変化により比較的高い所に位置した村々へも水損が及ぶようになっていたことが出願の背景にあった。

表佐村の相川通拡張・新川付替願い（C）に対しては、綾野村（787-け）と室原村・島村（786-い）

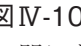
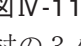
が障りを申し立てた。綾野村は、川幅を拡張しては堤外畑の大部分が潰地となり、また悪水吐樋へ一度に水が押し掛けて「大分堤内溜水付」になると反対した。室原村・島村は、新川付替は両村の田畑の大部分が「川成堤敷潰地」となり、そのうえ田面が二分される、川幅拡張も両村地内が「川敷潰地」になって作場が減少し、室原村の悪水吐樋にも支障がでるとして反対した。

十六村の相川通川替・水除囲願い（D）についても、綾野村（787-け）、栗原村（787-あ）、室原村（787-う）、島村・荒川村（787-お）が障りを申し立てている。この地域は相川・大谷川・木寅川（泥川）などの川々が落ち合い逆水が発生する場所であり、水除囲ができると、これまで出水時には「一同二水請来申候」ところ自村田所へ水が一度に押し込み「定水損場」になる（栗原・島・荒川）、水押しが強くなって満水し堤外田畑はもちろん悪水吐樋にも差し支え堤が持ち堪えず「村方亡所」となる（室原・綾野）、と訴えた。十六村のみに水除築廻堤ができると、それまでの均衡が崩れ、周辺の水損が拡大することが懸念されたのである。

表佐村は自村以外の3件の出願について、5ヶ村および十六村の新規水除堤は相川通水吐の障りとなり、そのうえ4ヶ村出願の「百曲り切落シ」となれば逆水が強くなって村南沖田面が水場になるとして、いずれも「表佐村至極差障り」であると7月に申し出た（780-い）。

大谷川通改修を願い出た長松・矢道・荒尾・昼飯4ヶ村は、8月の願書において、5ヶ村の大谷川通水除堤願いは出水時に「水開キ狭り逆水仕、水重増り甚難儀」であるとして現状維持を求めながらも、自分たちが願い出ている「大谷川通百曲り川直シ」が仰せ付けられれば障りではなくなるとする。その一方で、十六村水除囲願いについては、たとえ「百曲り直二」仰せ付けられても支障があり、とりわけ長松村は亡所になるとして反対した（712-か）。

また、多芸郡の御料大坪村・祖父江村・飯積村・金屋村・直江村、尾張藩領蛇持村・飯田村（飯田村は相給）も、5ヶ村および十六村の水除堤が築かれれば、相川・大谷川が一度に押し掛け、牧田川逆水の開きがなくなり堤が持ち堪えないと障りを申し立てた。障り申立は7月に御料（787-さ）と私領（787-し）に分かれて提出した。

以上のように周辺の村々から障り申立が続出したため、笠松・多良両役所も普請を認めるわけにはいかなかった。檜・久徳・塩田・中曾根・徳光5ヶ村の大谷川通水除堤願い（A）については、直高3尺の水除堤を試みに築き、もし出水時に障りとなれば元の如く取り払うことを奉行衆が提案したものの、隣村の半分は得心しなかったという（712-き）。翌年には宝暦治水が始まり、「此度川通水行御見分ニはつれ申候而者最早水損相通申時節無御座」（712-き）とあせる5ヶ村は、宝暦4年8月に惣代の久徳村庄屋仲右衛門と中曾根村名主惣右衛門が江戸へ下り、勘定奉行一色周防守に絵図を添えて「模様替願書」を提出した（1214-あ）。願書はそれまでの内容を修正し、「隣村障り被申立候儀共相はふき、大谷川通を別ニ一筋相立申仕形」を願い出たものであった（712-き）。絵図（1215、)をみると、大谷川下流の中曾根村分田の内に100間ほど「堀替新川」を、綾野村分畑の内に100間ほど「荒川村十六村惣水落江新川」を設ける内容となっている。また、もう1枚の絵図（1216、)で街道沿いに「築留用水懸塚壺艘」を願い出ている。しかし、それでも荒川村・十六村・綾野村の3ヶ村<sup>(4)</sup>は最後まで得心しなかった（1400）。

ところで、障り申立のなかでたびたび言及がみられたように、大谷川・相川の問題は牧田川の逆水問題と密接に関連していた。7月に障りを申し立てた多芸郡の村々は、このとき高瀬村地内新川および烏江村・高瀬村間の川幅拡張を出願しており、どちらかが実現すれば5ヶ村および十六村の水除堤は障りにならないと答えていた（787-さ・し）。そこで、次に多芸郡の村々の意見書を検討する。

#### (4) 小畑川通川替・高瀬村地内新川願い

多芸郡の村々からは、小畑川・杭瀬川・牧田川が落ち合う場所に関して、以下のような出願がみられた。牧田川は、旗本高木家の知行所であった時・多良を北流し、牧田村付近で東に向きを変えて、小畑川、杭瀬川、金草川、伊尾川と合流する。山地から大量の土砂を運搬する荒川で、また杭瀬川と

合する烏江村・高瀬村間は狭隘のため、排水条件を悪化させた<sup>(5)</sup>。

出願村は多少の入れ替わりがあるものの、中心となったのは祖父江村・飯積村・金屋村（御料）および直江村（大垣藩預所）の4ヶ村である。祖父江村は杭瀬川下流右岸の相川・色目川が合流する低湿地帯に輪中を形成し、祖父江村に接して南東に江月村（江月輪中、尾張藩領）が位置した。飯積村・金屋村・直江村はその東部、牧田川と小畑川に囲まれて飯積輪中を形成した。飯田村・蛇持村（尾張藩領、一部石河氏知行所）は小畑川北の蛇持輪中、大坪村・室原村（御料）は色目川北の室原輪中に位置する（図IV-13参照）。

(E) 小畑川通川替願い

多芸郡祖父江村・飯積村・金屋村・直江村

(F) 川浚・附洲取払願い

多芸郡祖父江村・飯積村・金屋村・直江村・大坪村、不破郡室原村・綾野村

(G) 高瀬村地内新川願い

多芸郡祖父江村・飯積村・金屋村・直江村・大坪村・江月村・蛇持村・飯田村、  
不破郡室原村

(H) 高瀬村・烏江村間川幅拡張願い

多芸郡祖父江村・飯積村・金屋村・直江村・大坪村・江月村・蛇持村・飯田村、  
不破郡室原村

(E) 祖父江村・飯積村・金屋村・直江村の4ヶ村は宝暦3年2月に、願書（692-う）、絵図（692-お、図IV-12）および「小畑川通川替内積書上覚」（692-あ）を笠松・多良両役所へ提出した。3月付の「小畑川通御願内積帳」（692-け）もこれに関連する。近年小畑川通は水行に差し支え、年々常水が増加して飯積村・金屋村・直江村の悪水落江通へ越え込み、その江通も牧田川が落ち合う所で馳せ埋まり、洪水がなくても年々水損する状態になっていた。そのため、絵図の貼紙で示したように、小畑川通を川替し、北側は現在の祖父江村堤に70間ほど築足し、南側は220間ほどの新堤を築いて祖父江村東南にて段海川へ掘落とし、牧田川通祖父江村堤外畑南の直江村堤・江月村堤間に水除の新堤を300間ほど築くことを願った。

これは、小畑川を牧田川と分離して段海川へつなげることで水行を改善するとともに、飯積村・金屋村小物成場、直江村見取場（地味の劣る田畑、反別だけを丈量して生産が安定するまで石高を設定しなかった）、祖父江村堤外畑・葎運上場、江月村堤外畑の20余町を本高定納場とするものである。これにより、飯積村小物成場3町5畝歩は7町歩、金屋村小物成場1町2反3畝歩は2町7反歩、直江村見取場4町7反8畝歩は10町歩の本高御田地となり、祖父江村の葎運上場5町9反5畝3歩は高76石8斗の御田地に立ち帰り、同村堤外畑6町2反2畝20歩は高54石6升5合の新堤内田地になると見積もっていた（799-お）。

(F) 同じ宝暦3年2月に、上記4ヶ村と大坪村・室原村・綾野村が連名して、願書（692-い）、絵図（692-し、図IV-13）、「川浚内積書上覚」（692-え）を提出し、3月に「川浚御願入用内積り帳」（692-こ）を作成した。

絵図で示されたとおり、杭瀬川と牧田川が落ち合う烏江村（尾張藩領）と高瀬村（大垣藩領）の間は川幅が狭隘で、そこに牧田川より砂石が押し出して落口が埋まるため、満水・常水ともに水行に差し支え、それが水損の原因と認識されていた。このため、高瀬村地内400間余の所に新川を設けるよう数年来出願しており（絵図に「奉願新川」とある場所）、去亥年は江戸表に、去未冬は笠松・多良両役所に願い出ていたが、いまだ下知はなかった。そこで、新川が「急々」には難しいのであれば、暫定的措置として、河床が埋まりつつある高瀬村・烏江村間の川長900間余の川浚と附洲取払を求めた。取払対象は高瀬村堤岸段海川落合所の附洲30間余および烏江村堤岸牧田川落合所の附洲60間余で

ある。川浚場所は烏江村北から栗笠村北までの700間余（うち150間は川並畑東へ5間切揚）、栗笠村渡場下から船附村北までの200間余である。川浚は新川ほどではないものの、このまま新川普請が延引しては百姓は退転離散に追い込まれるという危機感から願い出たものであった。

これらの出願をうけて笠松・多良両役所が3月に見分したところ、小畑川通川替願いに対して多くの村々が障りを申し立てた（5008、5010）。高木家文書からは、多芸郡上笠村（695）・野口村（692-か）・江月村（692-き）・烏江村（692-く）から不破郡荒川村・島村・十六村（5610）まで、上流・下流の村々が障りを申し立てたことが確認できる。川替・新堤による河道の変更・固定は、破堤や堤外畑の水損、排水障害、上流の相川・大谷川・泥川などへの逆水増加が懸念されたのである。一方で、5月になるが、不破郡室原村・綾野村は、小畑川通川替は牧田川逆水を増加させ自村の障りとなると認識しながらも、共同で川浚を出願した関係上、川浚実施を条件に障りは申し立てないとしていた（787-か）。

その後、「此度江戸御表方川通水行為御見分御登被為遊候由」との情報を得た多芸郡・不破郡七ヶ村惣代は、5月に多良役所に対して、以前から希望していた「新川」を願い出たいと申し出た（783）。

（G）宝暦3年5月、祖父江村、飯積村、金屋村、直江村、大坪村、江月村、蛇持村、飯田村、室原村の9ヶ村が、新川についての願書を提出する（799-あ）。これ以降、綾野村が抜けて江月村・蛇持村・飯田村が加わる。

5月願書では、烏江村・高渚村の間、川幅12間余の所は大小10筋の川々が落ち合い、なかでも牧田川は出水時の水勢が強く、9筋の川々へ逆水するだけでなく、砂石を押し出し河床を埋めて水落の障害になっているとして、亥年に江戸表へ出願したように、高渚村地内400間余の所に新川を立て、牧田川と段海川の常水を分ける石堰を築き、新川落口の今村輪中江西8ヶ村水落先には築流100間余を設けて、落水を分水することを求めた。このときの付属絵図が799-く（図IV-14）であろう。新川・石堰・築流によって段階川（杭瀬川）と牧田川を分離することを企図していたことがみとれる。また、築流で川幅が狭くなる分は船附村川並畑南へ広げて（絵図に「切揚」とある場所）、水落に支障がでないようにすることも願った。幕府代官の見分を機に、弥縫策の川浚ではなく、本来求めていた新川普請を、ここで出願したのである。また、小畑川堀替についても、祖父江・飯積・金屋・直江・飯田5ヶ村が、やはり同月に再願していた（799-い）。

（H）7月になると上記9ヶ村は再び願書を提出する（799-か）。見分において新川は牧田川の逆水防止に効果があるとされたものの、「水行并新堤」を願い出ている不破郡の村々への影響が懸念されたため、それならば「高渚村新川并川広ヶ両様之内」を御入用で仰せ付けられることを願った。「川広ヶ」は、高渚村・烏江村間の川幅を東へ30間ほど拡張し、高渚村にある古堤根敷の半分を高5、6尺ほどを残し、牧田川先落合場所に60間ほどの砂請築流を設けて、常水を牧田川と段海川とに分水するものである。この30間拡張により、高渚村地内の寺院1ヶ所・百姓居屋敷20軒ほどが潰地になる見込みであった（799-え）。また、牧田川が押し出す砂石への対策として、烏江村北より船附村までの間にある附洲取払、埋まりつつある河床の川浚と以後の定浚も求めた。

絵図799-け（図IV-15）には、このときの構想が描かれている。貼紙下が以前の新川案（G）を示しており、それに対して貼紙1で今回の川幅拡張案（H）および小畑川通川替願い（E）を表している。さらに貼紙2からは、新川と砂請築流60間および栗笠村前築流80間を設ける案も構想されていたことがうかがえる。

この後、見分があり、新川および川幅拡張のいずれも障り村が多い結果となった。このため、8月に9ヶ村は、30間から少々減らしてもよいので川幅を拡張し、附洲の取払、河床の定浚を仰せ付けられるよう願った（799-き）。ただし、この願書の包紙には「不用」と朱書されているので、願いは取り下げたのかもしれない。また、10月には祖父江・飯積・大坪・金屋・直江・室原6ヶ村が、「新川之儀ハ御私領田地潰ニ茂罷成、差障茂御座候段」は承知したが「川浚之儀ハ差障可申様無御座奉存候」として、牧田川通直江村新海堤から船附村まで1300間余の川浚と附洲の取払、高渚村西川の格別川幅が狭い場所の切揚およびその後の定浚を願い出た（992）。

一方の小畑川通川替・牧田川通築切新堤についても障り村があったため、祖父江・飯積・金屋・直江4ヶ村は9月にも再度その必要性を訴えていた(2261-お)。だが、周辺村の利害が複雑に絡み合っており、11月になっても江月村は障りを申し立て、小畑川通川替の条件として新川もしくは牧田川川替を求めた(993)。

#### (5) 島田・烏江・多芸輪中の障り申立

高淵村地内新川・小畑川川替願いについては、下流に位置する島田・烏江・多芸輪中の環境に影響を及ぼすため、輪中の村々から障り申立が提出された。

まず、宝暦3年3月に多芸郡島田村が、「北筋村々」の直江村堤下より江月村堤までの築留願いについては洪水時に牧田川の水開場がなくなり、大川底砂留石籠願いについては「年々と石籠之所ハ砂重も高く川底高く相成」ため、いずれも島田村堤が持ち堪えなくなるとした。このため、島田村堤の丈夫普請を願ひ、築留は「差当難儀至極」と回答した(693)。後述するように島田村は5月に堤丈夫普請を願ひ出る(794)。

4月には、多芸輪中の御料14ヶ村(上之郷村、岩道村、大跡村、飯ノ木村、横屋村、有尾村、有尾新田、大場村・大場新田、根古地村、根古地新田、高柳古新田、高柳新田、小坪新田、706)および尾張藩領7ヶ村(栗笠村、下笠村、舟附村、大野村、西岩道村、口ヶ島村、大牧村、708)が、祖父江・飯積・金屋・直江4ヶ村の小畑川通川替願いに対して障りを申し立てた。障りの内容は同じであり、直江村堤より江月村堤まで新規の水除堤を築いては、牧田川が洪水の際、水開の場所がなくなり、川下村々の大堤通に一度に水が押し掛けて堤が持ち堪えられなくなる。大川表の堤が決壊すれば、そこから下村々内堤は「平沉」となり、堤通は残らず水下になるとして、水除堤を止めるように願ったのである。

6月には、上記の尾張藩領7ヶ村に烏江村(烏江輪中)、横曾根村(今村輪中)が加わり、尾張藩領9ヶ村で高淵村地内新川願いについて反論をおこなった(935)。その内容は次のとおりである。

- ・「上ヶ輪村々」の高淵村北より浅草村西境までの新川願いは享保年間にも両三度もあり、「下ヶ輪村々」が難儀を願ったところ、先規のとおりとなった場所である。又々「上ヶ輪」より出願があり迷惑至極である。「上村々」の願いのとおりにしては、大小の川々が落ち合って船附村北堤へ水先が一度に押し掛け、常水時は船附村本田堤外畑方が損亡し、満水時は堤が押し切られて当輪中はもちろん、大牧村ならびに小坪村辺りまでも川通になる。そのうえ牧田川水先を押さえるため逆水し、栗笠村・西岩道村・口ヶ島村の堤外本田畑方立毛も損亡する。
- ・新川ができれば、杭瀬川筋の水が烏江・栗笠両湊前に流れ来なくなり、舟通路に支障が生じ、馬持舟持百姓たちの渴命にも及ぶ。この点については、烏江湊と栗笠湊の間屋も7月に障りを申し立てた(961)。
- ・牧田川は山近き大川のため出水時は水勢が強く、烏江村北堤は「水盛湛甚危ク」なっていたが、これまでは段海川の方へ「暫水開キ水勢弱リ申内」にしだいに水が引き取る状況にあった。ところが、牧田川と段海川を分水しては出水ごとに烏江村の堤が決壊し亡所となる。
- ・新川ができては水勢が強くなり、横曾根村の堤外本田畑方はいよいよ川欠損亡する。また、村方は全体地低で悪水が落ちかねるところへ新川ができては、川底が高くなり、悪水落がさらに悪化する。
- ・洪水時は今でさえ堤通が持ちかねるのに、新川ができては船附村・栗笠村堤はもちろん、大野村堤通までも持ち堪えることができない。「上村々」は「牧田川一立水二而」それほど皆腐するほどのことはないが、「下ヶ輪」は今でもたびたび堤が決壊し、尾州様より夫食を頂いている。「下村々」は地低で、堤の決壊がなくても大雨の時分は川表同然の溜水となり、村内の通路も成りがたいほどである。

「上ヶ輪村々」を苦しめていた牧田川からの逆水は、「下ヶ輪村々」からしてみれば、いわば遊水機能を果たすものであった。前記のように堤の補強が必要なところへ高淵村地内新川や烏江村・高淵村



間川幅拡張などの施策が実施されれば、牧田川右岸堤が持ち堪えられず、多芸輪中全体が水損する懸念があった。

#### (6) 大垣藩の存寄書

大垣藩の存寄書は、幕府方が「領分」と「御預所」に分けて必要な普請を尋ねたため、「領分」について記した存寄書(6210)と「御預所」について記した存寄書(956)が作成された。どちらも7月9日付で、前者は郡奉行岡田重五郎・菅原五右衛門の連名、後者は菅原五右衛門の署名になる。

大垣藩の存寄書では「古来」や「古川」という言葉が繰り返されている。これは次のような環境認識に基づくものである。

濃州大川共古来ハ東江片寄、夫々川筋水分り候而桑名海口江流行仕候付而水行滞無御座候処、木曾川通地高二御座候付而次第二川通西江傾キ、銘々水道を失ひ、右三川内母ノ所ニ而一ツニ成、海口江流行仕候故、長良川之儀者木曾川ニ押へられ、伊尾川・牧田川者木曾川・長良川之大川水勢強ニ押へられ候ニ付而西川筋水淀ミ年々と川底茂高ク相成候付而大分之水損所出来仕候与奉存候

「領分」の存寄書では最初にこのような環境認識を示したうえで、伊尾川通について、①中津裏置洲浚渫、難波野村猿尾先継、「宝暦年中御取払之格」を以て川内の取払、②大藪村喰違堰の丈夫普請、③大牧村野方置洲の掘割、④伊尾川の水を豊喰新田取立以前の「古川形」に流す、⑤鼠ヶ森附洲野畑置洲の浚渫、⑥水門先の流し籠勿50間先継と置洲取払、⑦香取川および多度谷・肱江谷の川替谷替を提言し、「惣而大川共東江片寄古形ニ立戻り候様ニ御普請被仰付之、右川々之儀茂木曾川・長良川与伊尾川・牧田川与水分ケニ相成、古来之通夫々川筋銘々海口江流行仕候ハ、当国一体之水行宜相成、西美濃年来之水腐相止可申儀ニ奉存候御事」とまとめる。⑦以外は大垣藩領願書で取り上げられている事柄である。

美濃の大川は「古来」は東へ片寄り、それぞれ川筋が分かれて桑名海口まで流れて、水行に滞りがなかったところ、木曾川通が地高になり、しだいに川通が西へ傾いたため、長良川は木曾川に、伊尾川・牧田川は木曾川・長良川の「水勢強」に押さえられて、西川筋の水が淀み、年々と川底も高くなり、大分の水損所ができたとする。したがって、提言したとおり「大川共」を東へ片寄る「古形」に立ち戻るよう普請をおこない、木曾川・長良川と伊尾川・牧田川とを「水分ケ」し、「古来之通」それぞれの川筋が銘々海口まで流れるようになれば、西美濃の水腐も止むとしているのである。東高西低の土地傾斜により西の伊尾川へ水が集まる環境が水損の根本原因と判断していたのである。上記の存寄書には、伊尾川中流域の課題が集約されている。

伊尾川通に続いて「伊尾川通之外水行差支之場所」についても取り上げ、⑧大谷川通水除堤、⑨大谷川の直線化改修、⑩犀川の川替を列記する。また、「御預所」に関しては、⑪大樽川喰違堰の築留、⑫小畑川通川替、⑬大谷川通水除堤、⑭相川通拡張・新川付替を提言した(⑩と⑪については後述する)。

先にも言及したように、今回の幕府方の見分は「木曾川・長良川・伊尾川等之大川之水行宜成候様ニ御勘弁」することが目的であり、大川の水行が改善されれば「落合之枝川小川等夫々ニつれ自然与水行宜相成候」という考えであった(6210)。その趣旨からすると、大谷川などの「伊尾川通之外」は対象外であった。しかし、大川通の普請が仰せ付けられてもこれら願村の水難は改善されないとし、あえて採り上げたのであった。

このほか、全体的なこととして、凝り固まった土砂寄洲(堤外野方)を取り払い、また川並流作場とも今後4、5年は竹木葎等を取り払い続けること、および土砂を押し流す「水勢附」のための普請の必要性を提言した。土砂堆積が活発な流域環境に対しては取払の徹底を求めたのである。

## V 伊尾川中流域 3 (多芸輪中)

ここから多芸輪中を中心とした地域の意見書を、「上ヶ輪村々」との関係を踏まえながら、検討する。輪中の村々の位置関係については、天保年間の絵図になるが、参考図(3044-に)で確認してほしい。

### (1) 牧田川通堤普請願い

宝暦3(1753)年5月から6月にかけて、輪中の北境を流れる牧田川の五日市村堤、押越村喰違堤、島田村堤、岩道村堤について、それぞれ笠置腹付石籠などによる丈夫普請を求める願書が提出された。

押越村喰違堤については、まず押越村・飯ノ木村・大跡村・岩道村・上之郷村・大跡新田の御料6ヶ村が出願し(798-あ・い)、続いて西岩道村・栗笠村・口ヶ島村・船附村・大野村・下笠村・大牧村の尾張藩領7ヶ村が出願して6ヶ村の動きを後押しした(795)。岩道村堤については、岩道村をはじめ御料私領31ヶ村の庄屋が名を連ねた(790)。その後、岩道村単独で「尾州様御領分西岩道村御隄ニ取合候様笠置腹御普請」を追願した(938)。五日市村堤(940-あ)と島田村堤(794)は、五日市村と島田村の単独出願であった。

島田村願書に添えられた絵図(797-あ、図V-1)から、押越村・島田村・岩道村の位置関係を確認することができる。牧田川と金草川に挟まれて島田村と烏江村があり、島田村は在郷町の高田町、下高田、中屋敷、井口の集落からなる。両村とも懸廻堤で輪中を形成した。

島田村(輪中)西端の牧田川右岸堤防は喰違堤になっており、ここから牧田川の溢流が金草川に流れ込むようになっていた<sup>(6)</sup>。押越村など御料6ヶ村願書に付属していた牧田川通喰違御堤絵図(798-う、図V-2)は、この喰違堤の場所を拡大したものとなっている。喰違堤の西側336間は押越村堤、東側は島田村堤であり、土砂が堆積し蛇行して流れる牧田川が喰違堤に突き当たる様子が描かれている。岩道村は金草川右岸の下流に位置した。五日市村は押越村のやや上流に位置し、付属絵図(940-い、図V-3)のとおり、間数の長い堤が築かれた川筋の村であった。

4ヶ村の堤が補強を必要とした理由は共通していた。それは、近年修復が行き届かず堤が不丈夫になっており、さらに土砂堆積による河床上昇のため堤がしだいに低くなり、このうえ大水ともなれば堤が持ち堪えられないと判断したからであった。なかでも押越村喰違堤と岩道村堤は、決壊すれば押越村・岩道村の田地だけでなく、「水下村々」も水損し亡所となる「甚難儀之場所」(798-あ・い、790)と認識されていた。丈夫普請願いに多くの村が名を連ねたのはこのためである。「水下村々」は以前から修復を役所へ願い出るよう催促に及んでいたという(795)。

また、島田村は湛水被害への対策として、塚が集中する輪中東南部を新堤で築廻して、そこを遊水池(「水ため」)にすることを同時に願っていた。図V-1の絵図に貼られた朱線が新堤、付箋の場所が「此度御願申上候水溜場所」である。

しかしながら、宝暦3年9月に直江・飯積・金屋3ヶ村が、島田村の新規出直しなどについて、自村堤への水当たりが強くなり、出水時には水行の支障ともなるとして、それらの取払を願い出ており(989-あ・い)、牧田川右岸堤の丈夫普請は、左岸地域との利害対立を引き起こすおそれもあった。

### (2) 津屋川をめぐる対立

宝暦3年6月、津屋川沿いの大垣藩領6ヶ村(釜段新田、徳田新田、志津新田、津屋村、舟見村、鷺巣村)が「濃州牧田川を津屋下江新規川替御願申上候村々」に対して障りを申し立てた(933)。同月、多芸輪中の尾張藩領7ヶ村(口ヶ島村、西岩道村、下笠村、栗笠村、船附村、大野村、大牧村)も「濃州牧田川北村々右川筋を津屋志津下江御田地掘貫、新規二川替御願」について障りを申し立てた(937)。両者が反対する「新規川替」は、大垣藩領願書第8条にあった牧田川筋を山沿いに付け替え鷺巣川(津屋川上流)へ落とし込む「川替」を指している。

養老山地の東斜面には溪谷が並び、大雨ごとに膨大な土砂を押し出し、多くの扇状地が発達した。

津屋川にはこれらの谷水が落ち合い、その谷水だけでも「上ヶ輪村々」は「水押」になり、下は「水腐」となっていた。また、津屋川口は牧田川・伊尾川・大樽川が落ち合う先にあたるため、悪水溜水が落ちず、「込上水」のため津屋川の堤はたびたび決壊する環境にあった。上流からの谷水と下流からの逆水が問題となっているところに、牧田川を津屋下へ川替しては、牧田川の水と谷水とが合わさって津屋川へ流れ込むことになるため、「山添村々」の田地は「川並通」となり、「下ヶ輪村々」の田地は出水ごとに堤が決壊して砂石が馳せ込み、「永荒川原」となることが懸念されたのである。

大垣藩領6ヶ村が望んでいたのは「川分ケ」と「川替」であった。「川分ケ」は、美濃国の川々は西の方へ片寄り、なかでも木曾川・長良川の水は伊尾川へ馳せ込み海へ落ちるため伊尾川が湛水するとの問題意識から、「夫々相別レ流水仕候」、すなわち分流を要求するものである。「川替」は伊尾川（願書では「今尾川」と称す）の流路変更を意味し、具体的には高須町西松堤を東側の堤に築き立て、福岡村・脇野村間から万寿新田まで新川を掘り割ることである。大垣藩領6ヶ村はこの2件を5月付の願書（793）で出願しており、その付属絵図が「津屋川通村附絵図」（6389、図V-4）と考えられる。貼紙に「松堤」と「此度川替奉願候場所」が朱線で描かれており、「川替」要求を視覚化した絵図となっている。この「福岡村・脇野村之間ニ水落川替」が実現しても、牧田川を津屋川へ川替して「牧田川并沢田村乃徳田谷迄谷々一緒ニ流来り候」となれば、悪水落先へ「甚水重多罷成、御田地者溜池と罷成」として（933）、6月に障りを申し立てたのであった。

他方で、尾張藩領7ヶ村および多芸輪中15ヶ村（御料小坪新田・高柳新田・高柳古新田・根古地新田・根古地村・大場村・有尾新田・有尾村・横屋村・大跡新田・飯ノ木村・大跡村・岩道村・小倉村、高須藩領駒野新田）が求めたのが、津屋川通の堤補強であった。6月に牧田川川替に反対する一方で尾張藩領7ヶ村は飯之木村まで堤通1里半の丈夫普請を願い（942）、御料私領15ヶ村は堤通の川浚と「揚土」による丈夫普請を出願していた（939）。

### ③ 大畑村置洲堀割の障り申立

大垣藩領覚書第3条や大垣藩領願書第10条にみえたとおり、大樽川が伊尾川に合流する先にある大牧村野方の置洲が馳せ出し水行を妨げるため、大垣藩領の村々は堤添いに川筋を掘割することを求めている。置洲の大きさは、図Ⅲ-3、4から実感することができる。また、「濃州勢州川々御普請之儀願出候場所抜書」（836）によると、大垣藩領所の安八郡豊喰新田・海松新田も伊尾川通大牧村外畑の川替を願い出ていることが記されている（「ぬ」）。

これら「上村々」より出願の「大牧村地内掘割新川」に対しては、見分後の宝暦3年6月、当事者ともいえる大牧村が障りを申し立てた（941）。そこでは第一に、堤外野方に新川ができれば畑方耕作も「船越」となり、困窮の百姓にとって「作船相調」は難儀であること、そのうえ高須・今尾両所への日々の往来は二重の「船渡」となってしまう問題をあげる。第二に、対象の場所は水押が強いいため、草野にして草年貢を上納し、秣場として「田畑第一之肥」としているところ、新川を掘割して「二川」となれば畑方は残らず「川欠」となり、「田畑第一之肥シ場」は離れ、堤内外田畑とも荒地同様になるとする。第三に、自村と下笠輪中の悪水落先への水押掛けが強くなり、悪水が落ちなくなると懸念する。

このように障りを申し立てたにもかかわらず、その後再見分があったため、驚嘆した大牧村は8月にも再度、同内容の障りを申し立てた（985）。

6月には、下笠輪中船附村・栗笠村・大野村・下笠村（936）、高柳新田（934あ）も障りを申し立てた。下笠輪中は、他村の境界に沿ってつくられた江筋を経由して小坪新田地先にある塚から悪水を伊尾川へ排水していた。しかし、「上ヶ輪村々乃為水落大牧村畑方新川掘割御願」が実現すると、小坪新田塚先へ「水もたれ」、輪中の悪水落先が「水押強」なり、水落に支障が生じてしまうことから、新川掘割に反対したのである。また、大牧村同様、今尾・高須町場への公用私用の往来が「二重之舟越」になることも理由にあげていた。

大牧村に隣接する高柳新田は、反対に際し条件を付けた。その内容を示したのが絵図934-い（図V-5）である。新掘割の落口である大牧村との境目に水請の築流を120間ほど設け（朱線）、そこから高柳新田堤郷蔵までの400間余を「根敷地理」して3合目まで「石加籠」で包み（朱点線）、郷蔵下作場道締切の所を3合目に普請する。高柳新田は、大牧村野方を掘割すれば高柳新田の堤岸土取跡入川へ一度に水が押し掛け、川筋が立ち、堤が押し欠け持ち堪えないとの懸念があり、このような「障り願書」を提出したのであった。

#### (4) 津屋川上流域の土石流対策

津屋川上流域の谷沿いの村からは土石流対策を求める意見書が提出された。谷川筋も吉田代官の廻村の道筋であった。

まず、多芸郡飯ノ木村が宝暦3年5月に養老谷・柏尾谷に関する普請を願い出た（791）。このときの付属絵図が6393（図V-6）と思われる。

絵図にみえたとおり、飯ノ木村は養老・柏尾両谷が落ち合う場所にあたり、谷先には普請の跡が描かれ、その両側は「永荒場」となっている。谷先の側に描かれた橋が源氏橋（平治の乱で敗れた源義朝が尾張国内海へ向かうためにここから舟で川を下ったとの伝承がある）で、その下を流れるのが津屋川である。飯ノ木村では25年前に両谷の「砂溜御普請」をおこない、年々砂浚をしてきたところ、近年は石砂の馳せ出しが夥しく「砂溜十分」になり、そのうえ悪水落川へ石砂が押し込み、田地が損亡する環境となっていた。このため、「砂溜御普請場所」を見分のうえ「御勘弁」を願い、ならびに大破した谷除石籠などの普請を求めたのである。あわせて、土砂が著しく堆積した源氏橋川から津屋下川までの川浚、および堤通の丈夫普請も願い出た。

次に、宝暦3年6月に多芸郡小倉村が見分を求める願書を提出した（796-あ）。小倉村は鷺巣川（津屋川上流）の山麓に位置する。願書の内容は、鷺巣川筋と谷川筋に分けられる。

鷺巣川筋845間のうち堤通345間は小倉村分、残り500間は大跡新田分であった。同川は、川筋下は出水時には「大川表水重高ク」なるため逆水し、上は山水が押し出すため「悪水増重」する環境にあった。総じて大川表にさしたる出水がなくても、大雨が降れば山水が押し出し、悪水が差し支えて田畑が水損した。このため、定法の川幅6間・深1間の「川堀」と、その「上ケ土」で堤を「丈夫ニ築立」することを願ったのである。

谷川筋については、「両ヶ輪囷之谷除石籠御堤」がのべ1600間余築かれていたが、出水時には谷川の「水押」が強く、堤が破損し、または切所ができ、田畑へ石砂が流れ込んだ。このため、「川筋曲り」の場所を「真直」にすること、大道より上630間余は堀底10間・深1間、道下350間余は堀底8間・深1間に「川堀」し、その「上ケ土」で両除とも「丈夫ニ築立」、そのうえで少しも隙間なく腹籠普請することを求めた。この願書に付属していた絵図が796-い（図V-7）である。薄茶色の線が大道と思われ、その上の朱線が谷川筋の普請を示している。

#### (5) 大樽川締切・羽根谷砂留願

宝暦3年5月、石津郡総代高柳新田（多芸輪中）、多芸郡惣代横屋村（多芸輪中）、安八郡惣代中郷新田・福東新田・下大樽新田・五反郷新田・中郷新田（福東輪中）の庄屋7名は、「安八郡・多芸郡・石津郡之内下笠輪中・津屋川輪中御料私領御高三万石程之所、水損決而可相遁御普請願之場所」として、次の事項について普請を求めた（788<sup>(7)</sup>）。

①安八郡大藪村と勝村の間を流れる大樽川を築留する。②多芸輪中悪水落塚口に津屋川水除の築流を設け、さらに置洲を取り払い、悪水が滞りなく伊尾川へ落ち込むようにする。③石津郡羽根村・駒野村谷先の砂石は先年の裁許により定浚の場所となったが（「先年御裁許之場所」）、山を相手の浚いゆえ大雨ごとに砂石が押し出て伊尾川の水行が滞るため、御入用で築留・谷瀬違をする。④しかし、裁許の場所ゆえ願いがかなわないならば、対岸の福岡村の堤内へ200間繰り廻す。⑤山崎谷・安江谷

も段々と川方へ石砂が押し出してきたため谷瀬違をする<sup>(8)</sup>。

大樽川や谷々の地理については図Ⅱ-1、2を参照してもらいたい。長良川は安八郡勝村で横江川(成戸川とも称す)と大樽川の二筋に分かれ、横江川は桑原・高須輪中の間を流下して、小藪村地先で木曾川と合流する。一方の大樽川は、福東・高須輪中の間を南西流して今尾で伊尾川と落ち合い、さらに伊尾川が津屋川と合流した先の右岸に羽根谷、山崎谷、安江谷(盤若谷)が並ぶ。なお、図Ⅱ-2には福岡村堤内繰廻(4)が朱で示されている。

大樽川の築留は、高須・本阿弥・金廻・太田輪中の願書のなかでも取り上げられていたものの(Ⅱ-(2))、要求運動の中心は福東・多芸輪中(石津・多芸・安八郡)の村々であった。その動きは早く、延享年間の願書が残っている<sup>(9)</sup>。大樽川は、長良川の常水にくわえて、木曾川から横江川へ逆流した水とともに引き請けるようになったため、伊尾川の水位が上昇し、周辺輪中の排水障害による水損が拡大した。福東・多芸輪中の大樽川締切要求に対しては、横江川の水位上昇を懸念する桑原輪中が障りを申し立て江戸へ出訴したが、笠松・多良両役所の見分の結果、自普請による喰違堰の建設が認められ、寛延4(1751)年4月に竣工した。今回はさらに大樽川口を締め切り、満水・常水とも伊尾川へ落ち合わないようにすることを求めたのである。大樽川締切については、7月にも下笠村・船附村・大牧村庄屋が尾州御領分願村々惣代となって出願し、それが難しければ、喰違堰勝村・大藪村野畑面並に笠置腹付および同所二番猿尾先継孫猿尾による水勿強化を求めていた(696-え)。

土石流対策については次のとおりである。養老山地東麓の羽根谷(羽根・駒野谷)、山崎谷、安江谷(盤若谷)は、大雨ごとに大量の砂石を伊尾川へ押し出すため、伊尾川の河床を上昇させ、また河道に狭窄部をつくり、それが原因で伊尾川の流れが滞留・逆水して、上流の沿岸村々に水損をもたらす環境にあった。谷々から土砂が流れ落ちる様子は図Ⅱ-1、2にも描かれる。なかでも争論となったのは、羽根村(大垣藩領)と駒野村(高須藩領)の境に位置する羽根谷であった。津屋川沿いの村々は享保2(1717)年に羽根谷の砂留を願い出て羽根・駒野両村と争論になり、江戸表での裁許により定凌とすることで決着した。「先年御裁許之場所」はこのことを指す。しかし、それでも土石流による逆水被害は止まなかった。この点は、多芸輪中御料12ヶ村(石津郡の小坪新田、高柳新田、高柳古新田、多芸郡の根古地新田、根古地村、大場村・大場新田、有尾新田・津屋新田、有尾村、横屋村、大跡新田)による7月の再願書に詳しい(969)。大雨ごとに砂石が押し出されるため、出水が津屋川へ逆水し、小坪新田、駒野新田、徳田新田、志津新田、津屋村、小倉村、大跡新田、鷺巣村、飯ノ木村までの堤通が持ち堪えず、寛延元(1748)年には志津新田・津屋村の両堤が決壊して「水下村々皆水損」となり、さらに宝暦2(1752)年にも志津新田の堤が切れ、ここ5年間で両度の決壊があったという。

ここで留意したいことは、御料12ヶ村が願書のなかで、「此度奉願候大樽川御築留被仰付被下、長良川之出水請不申候而も、伊尾川・牧田川之出水落合申候大水右場所ニ差支、津屋川江逆水相止不申、切入も相止申間敷候ニ付、先年御裁許相済候場所ニ御座候得共無抛砂留奉願候」と述べていたことである。大樽川締切と羽根谷の土石流対策の両策が成らなければ減災効果がなかったのである。

福東・多芸輪中の村々は、すでに延享年間の願書でも、大樽川常水石堰と羽根谷の砂留・谷分け瀬違を併せて要求していた(497)。川上では長良川・大樽川の水を引き請け、川下では谷々から馳せ出る石砂により、伊尾川の水位が上昇して流れが滞ることが水損の根本原因であるとの認識から、両策が求められていたのである。

なお、羽根・駒野両村は8月に、「上村々」の出願を念頭に、「谷奥ニ而砂留」と「馳出之所川中茂御広ヶ凌等」を願うことになる(983)。そのうえで数年後に砂留が破損し砂が押し出すようになれば、これまでどおり両村にて砂凌をすることを申し出ていた。

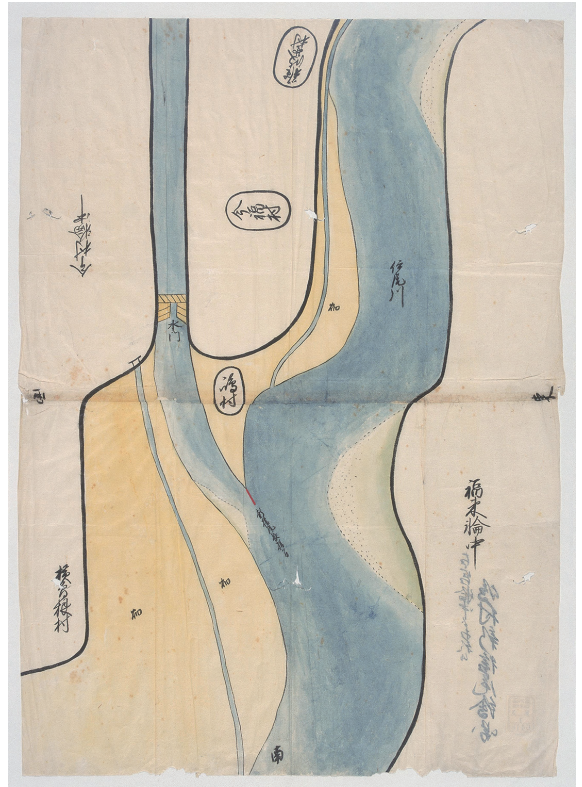
## 注

- (1) 秋山晶則「木曾三川流域治水史をめぐる諸問題—治水の歴史と歴史意識—」（『岐阜聖徳学園大学紀要〈教育学部編〉』52、2013年）、119頁。
- (2) 東高木家治水文書（名古屋大学附属図書館所蔵）は「東」と略記して仮番号を記す。
- (3) 前掲・安藤萬壽男『輪中—その形成と推移』、157頁。
- (4) 安福彦七『養老町 室原の歴史 追加別冊』（室原区、1979年）、12～15頁。
- (5) 前掲・安藤萬壽男『輪中—その形成と推移』、131～132頁。
- (6) 前掲・安藤萬壽男『輪中—その形成と推移』、142～143頁。
- (7) 笠松郡代所に提出した同内容の願書が堤方2・01-13-1に存在するが、署名者に違いがあり、中郷新田・五反郷新田が抜けて、多芸郡下笠村・船附村、安八郡大牧村の庄屋が願村惣代として加わっている。
- (8) 「濃州勢州川々御普請之儀願出候場所抜書」（836）によると、福束輪中・下笠輪中・津屋輪中が共同で「願書一通」を提出し、喰違堰築切や津屋川通駒野村地内悪水塚落先の築流堤、福岡村地内堤繰込、羽根・山崎・安江谷先の砂留、小川（間ノ川）・中須川・中村川の締切、瀬古村からの新川堀割を願い出ていることが記されている（「へ」）。該当する文書を確認できないため、検討は保留する。
- (9) この動きについては別稿を準備している。

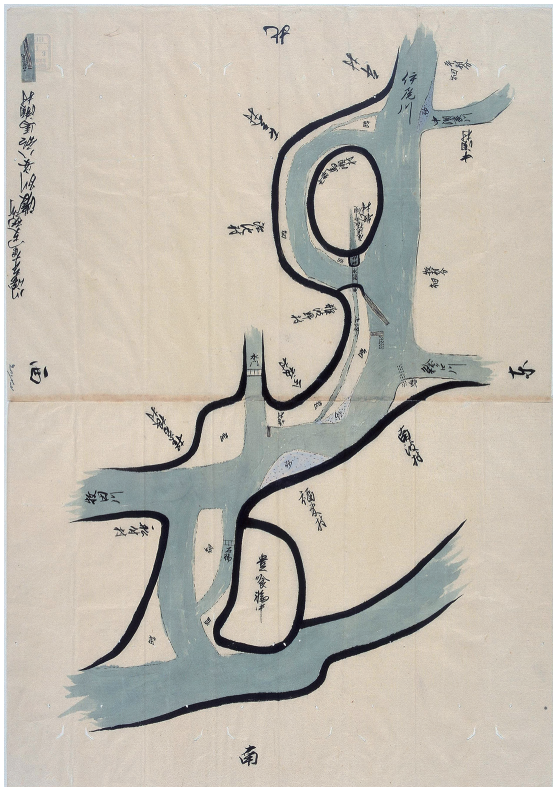
（続く）



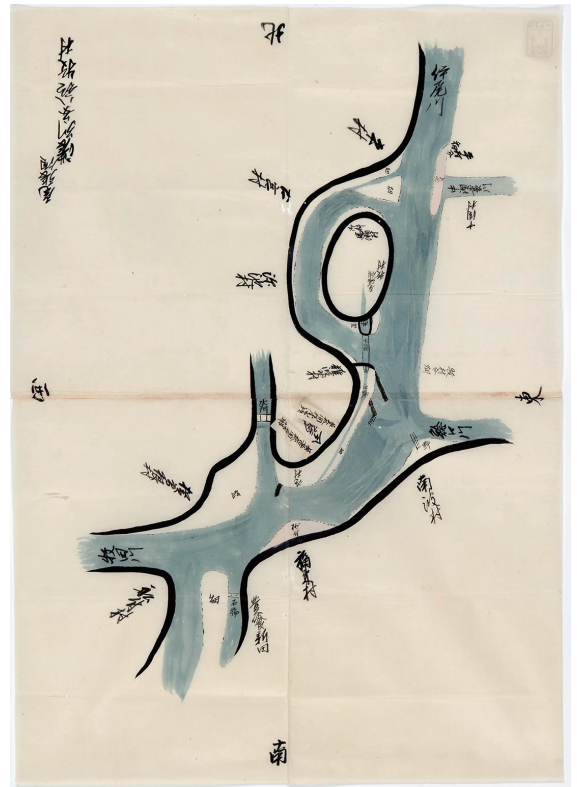
図Ⅲ-1 古宮筋御願所絵図面 E-3-(1)-6419



図Ⅲ-2 嶋村新猿尾絵図 E-3-(1)-6418



図Ⅲ-5 〔馬瀬村普請願絵図〕 E-3-(1)-499

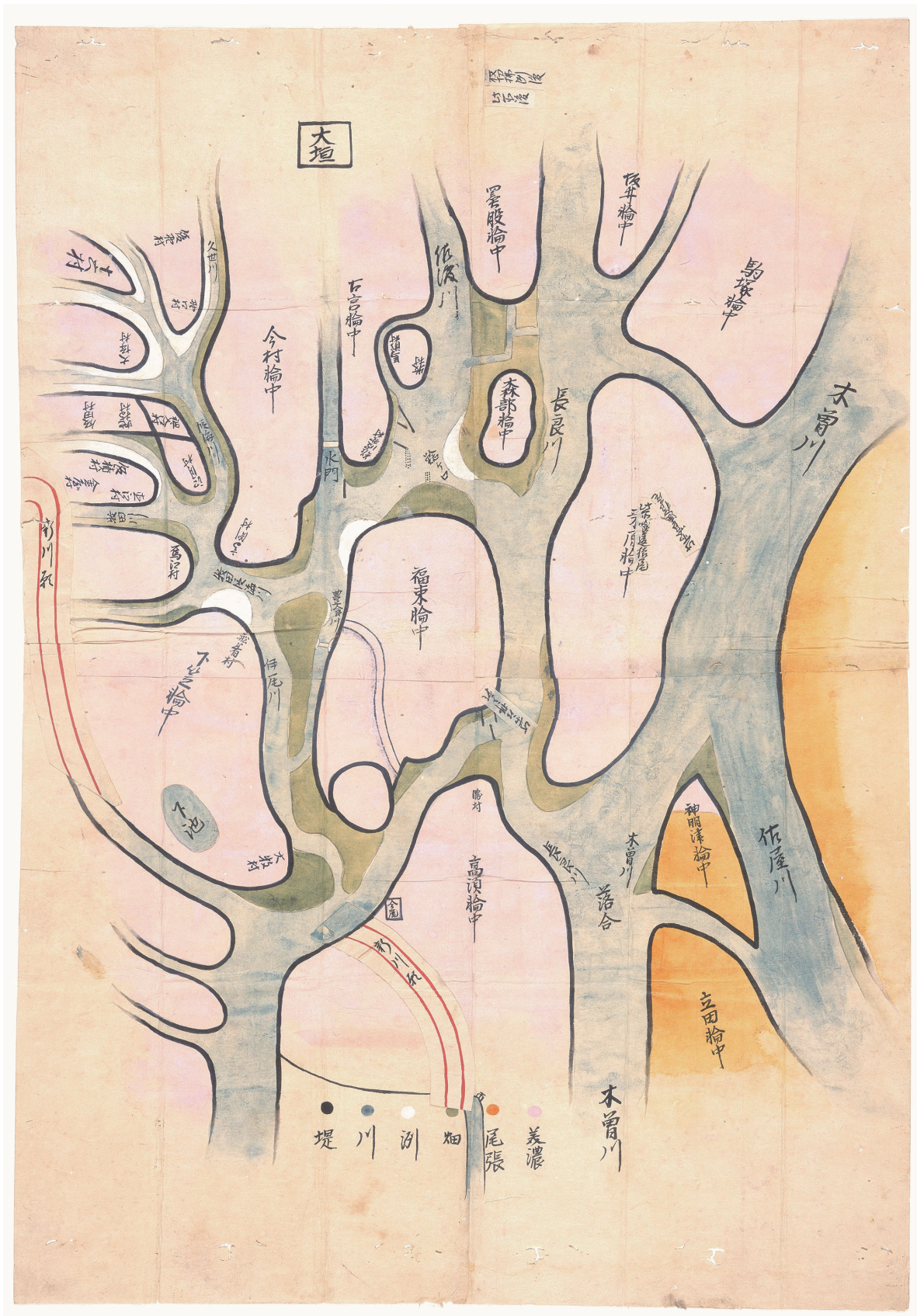


図Ⅲ-6 〔牧村普請願絵図〕 E-3-(1)-949-い

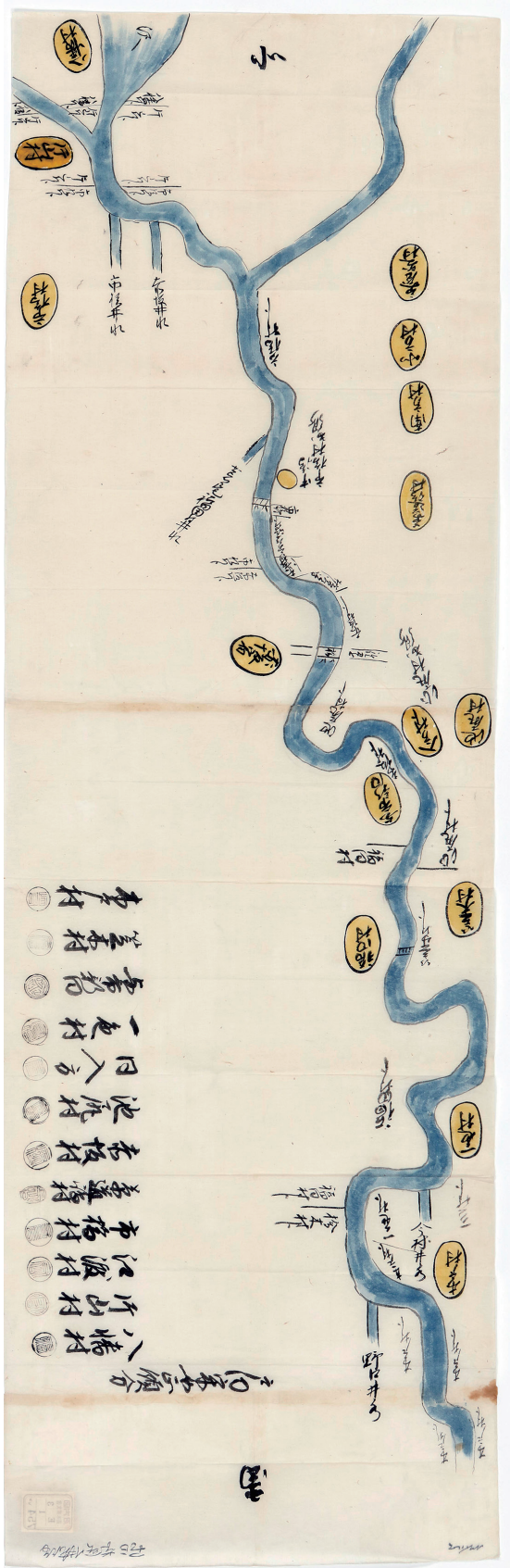


図Ⅲ-3 〔大垣藩領覚書付属絵図〕 E-3-(1)-714-い

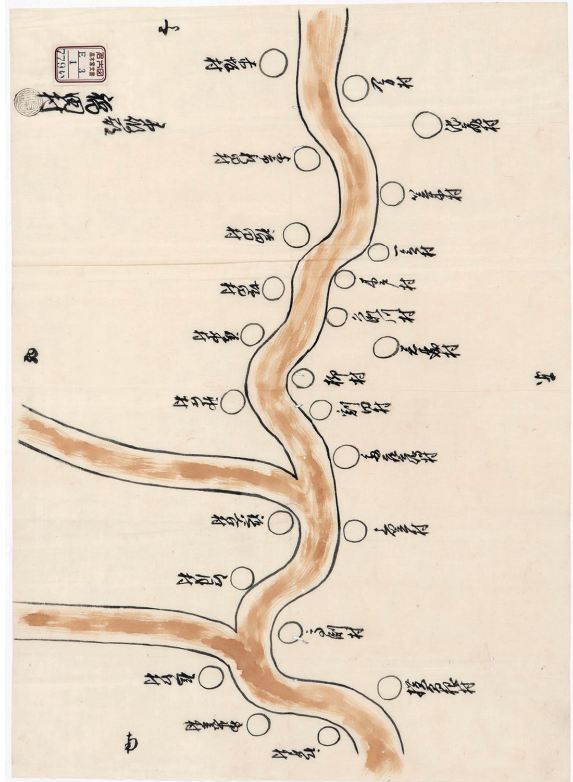




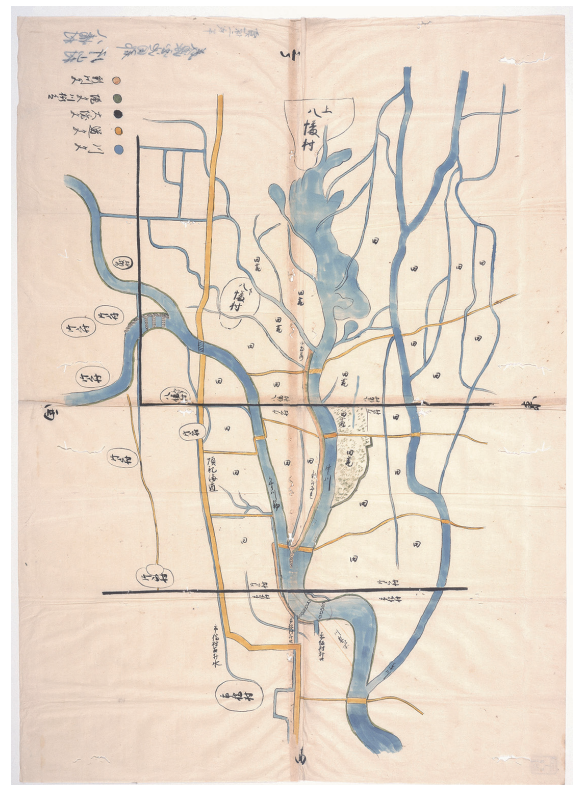
図Ⅲ-4 〔大垣藩領願書絵図〕 E-3-(1)-6421



図Ⅲ-7 〔杭瀬川通普請願絵図〕 E-3-(1)-754-い



図Ⅲ-8 〔福田川普請願絵図〕 E-3-(1)-779-い



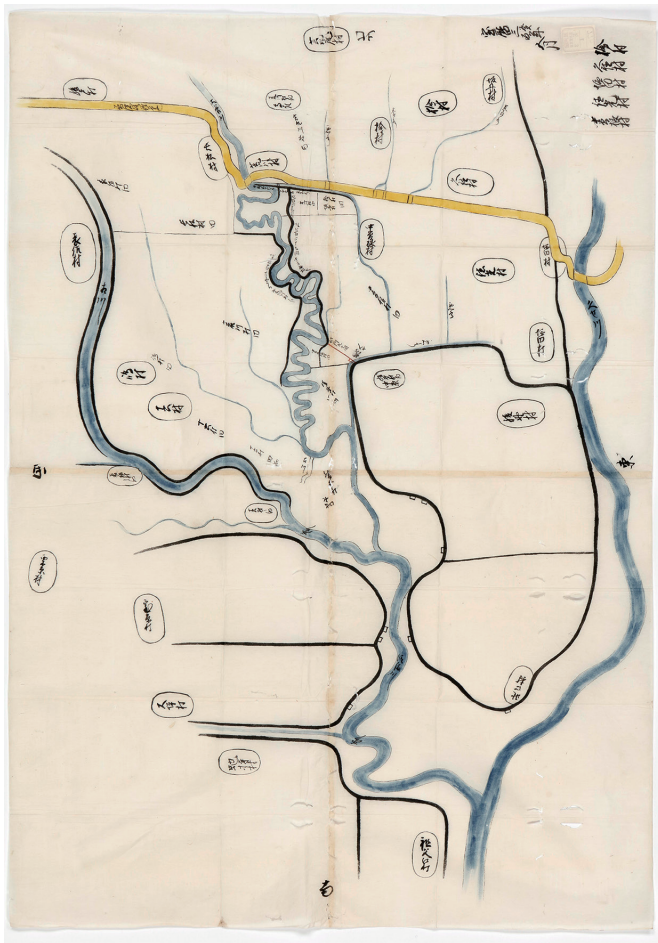
図Ⅲ-9 〔八幡村・片山村普請願絵図〕 E-3-(1)-6322



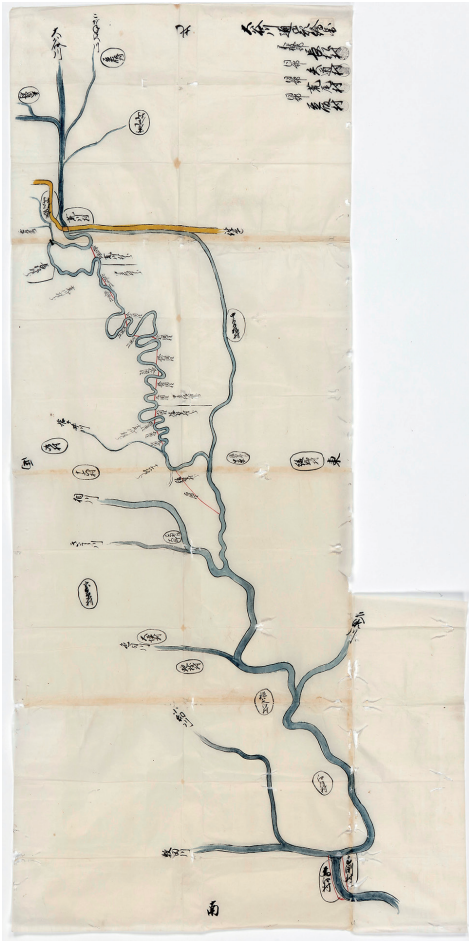
図IV-1 [5ヶ村水除堤願絵図] (貼紙位置補正)  
E-3-(1)-711



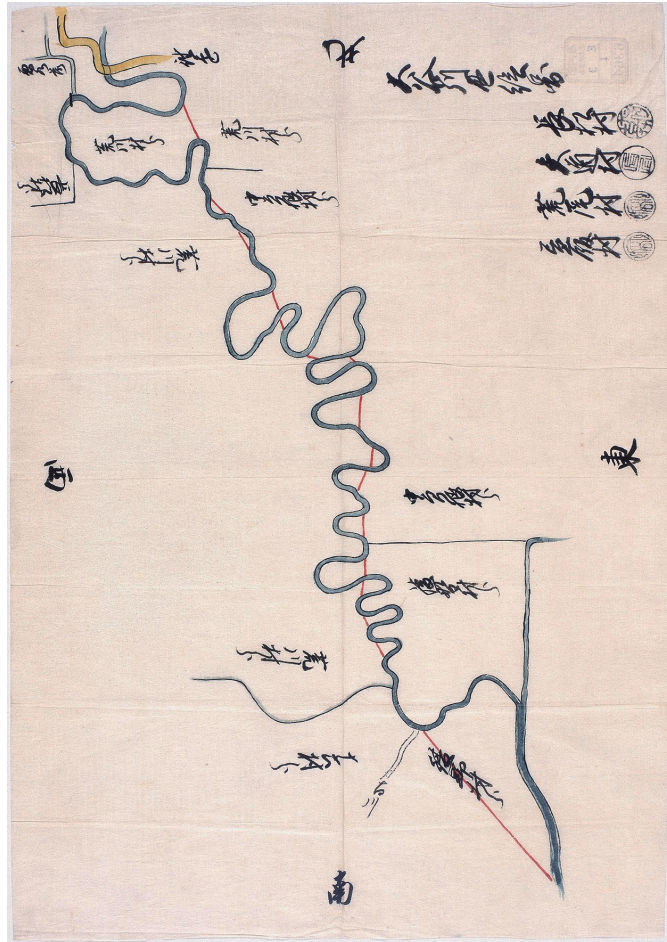
図IV-2 [5ヶ村水除堤願絵図] E-3-(1)-712-う



図IV-3 [5ヶ村水除堤願絵図] E-3-(1)-778



図IV-4 〔大谷川普請願絵図〕  
E-3-(1)-785-い



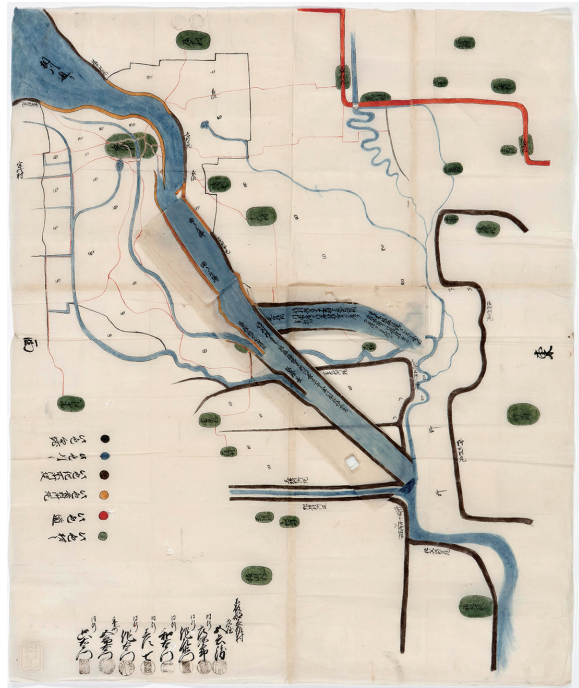
図IV-5 〔大谷川普請願絵図〕 E-3-(1)-6364



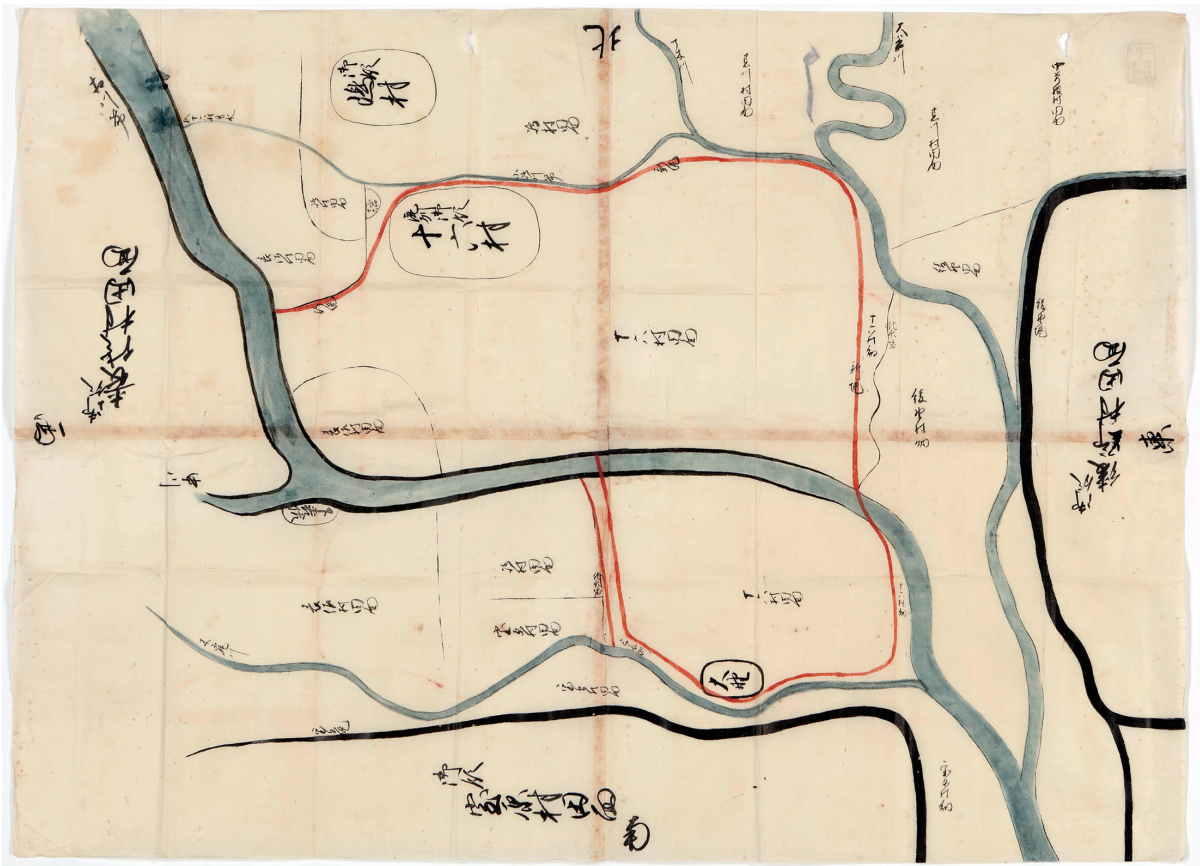
図IV-6 〔表佐村普請願絵図〕 E-3-(1)-782-い



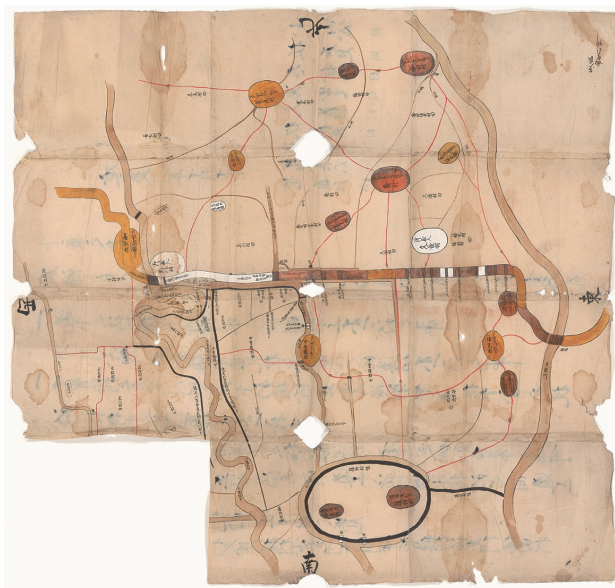
図IV-6 貼紙1



図IV-6 貼紙2



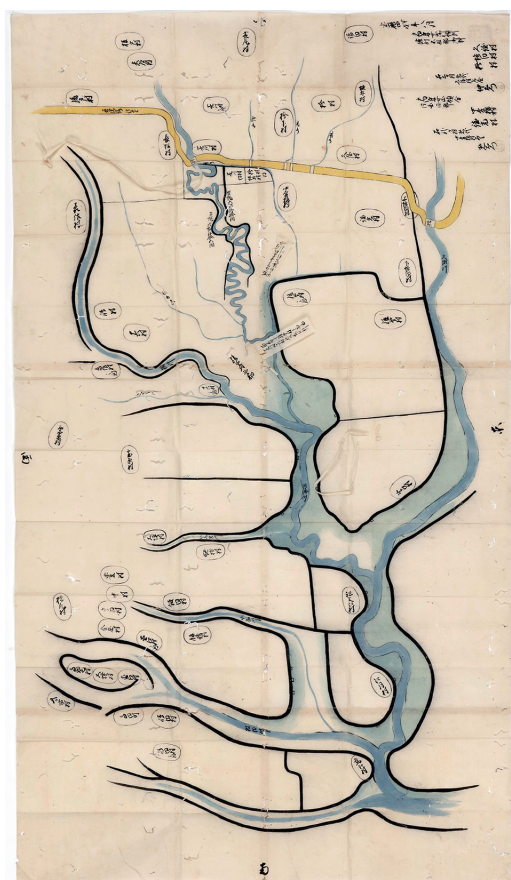
図IV-7 濃州不破郡十六村絵図 E-3-(1)-931-い



図IV-8 〔延宝5年裁許裏書絵図〕 E-2-(1)-78



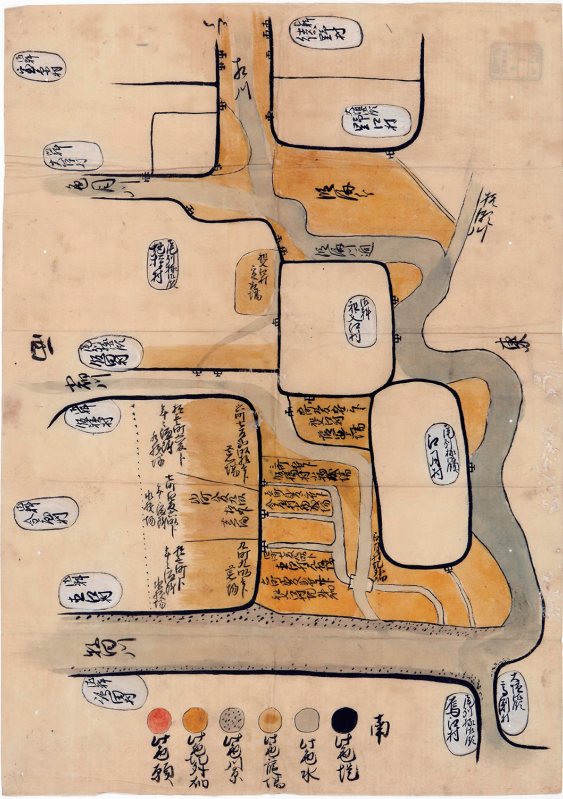
図IV-9 〔延宝5年裁許裏書絵図写〕  
E-3-(1)-1453-や



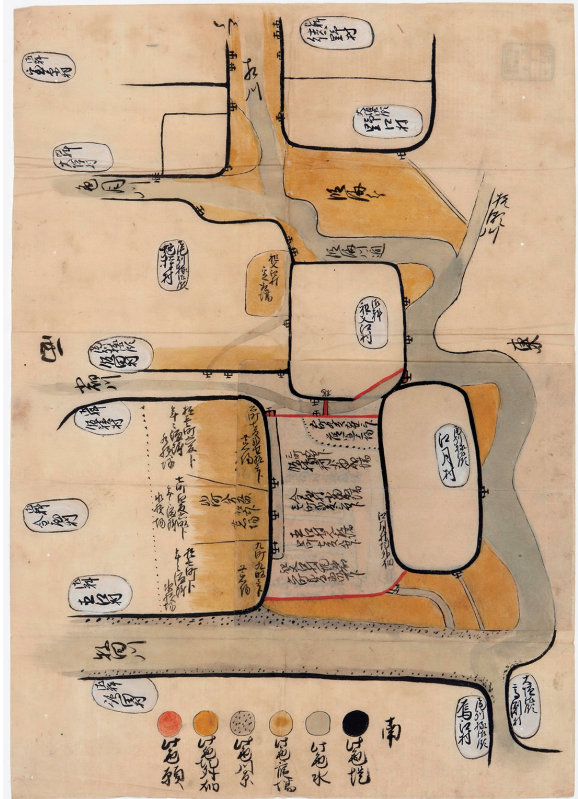
図IV-10 〔5ヶ村模様替願絵図〕 E-3-(1)-1215



図IV-11 〔5ヶ村模様替願絵図〕 E-3-(1)-1216



図IV-12 〔小畑川通川替願絵図〕 E-3-(1)-692-お

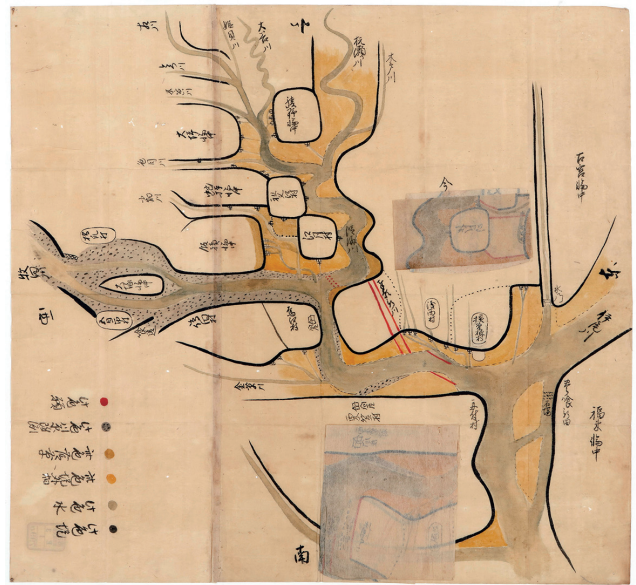
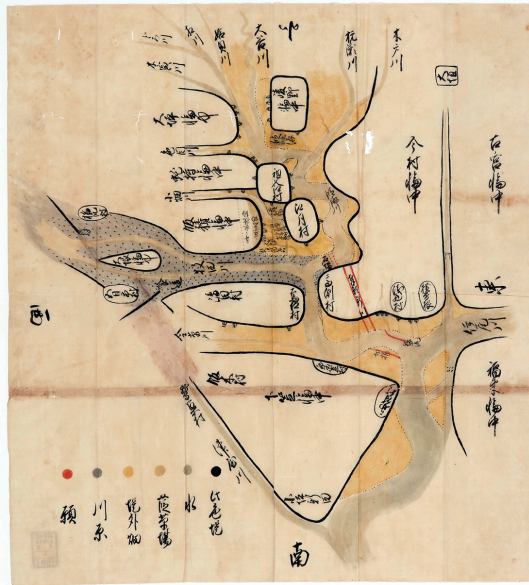


図IV-12 貼紙



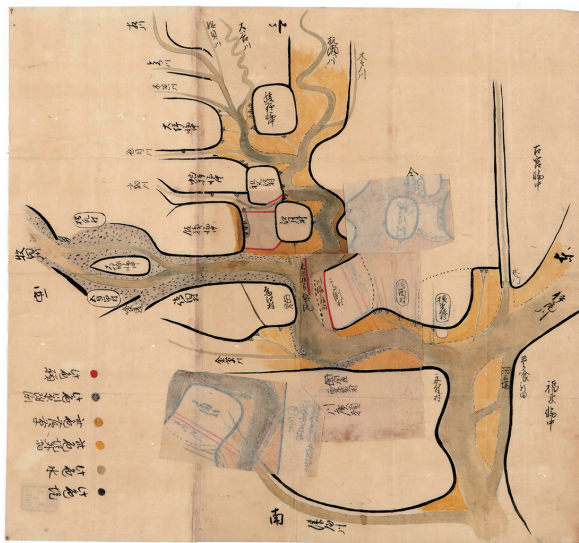
図IV-13 〔7ヶ村川浚願絵図〕 E-3-(1)-692-し



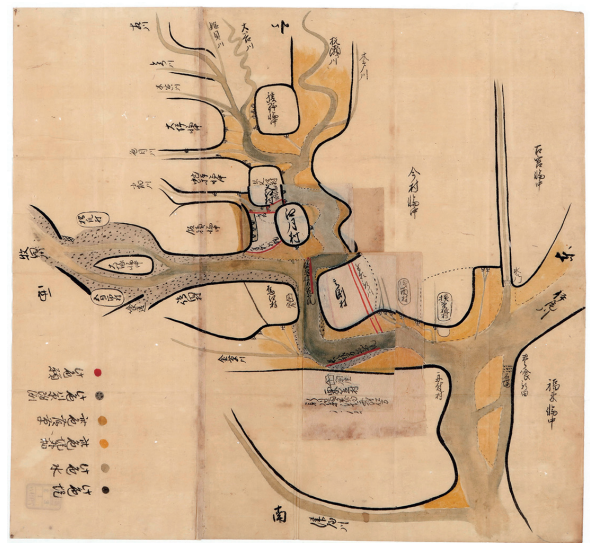


図IV-14〔9ヶケ村新川普請願絵図〕 E-3-(1)-799-く

図IV-15〔9ヶケ村川幅擴張願絵図〕 E-3-(1)-799-け



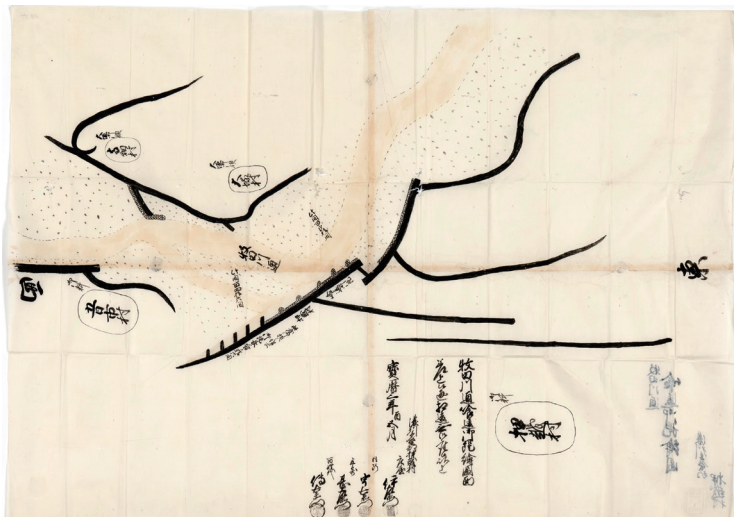
図IV-15 貼紙 1



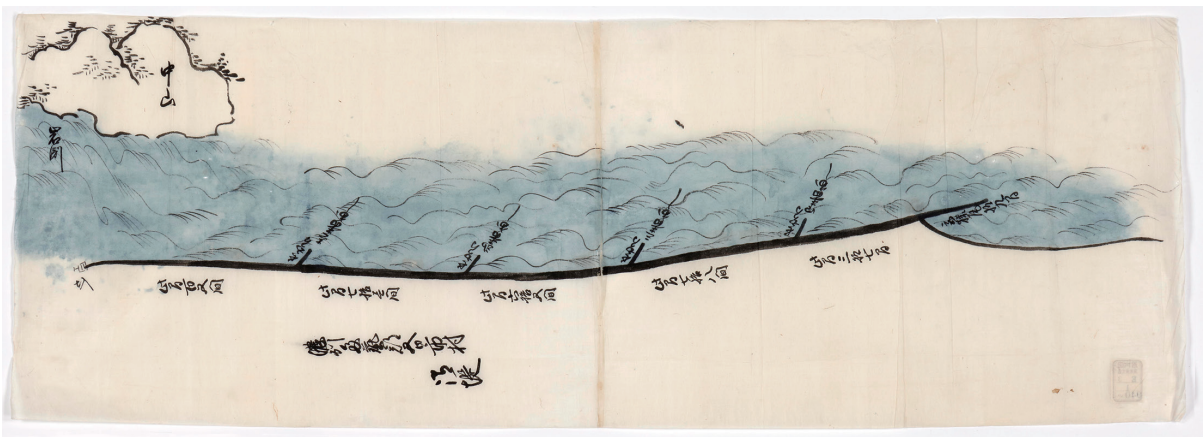
図IV-15 貼紙 2



図V-1 〔島田村普請願絵図〕 E-3-(1)-797-あ



図V-2 牧田川通喰違御堤絵図 E-3-(1)-798-う



図V-3 〔五日市村普請願絵図〕 E-3-(1)-940-い



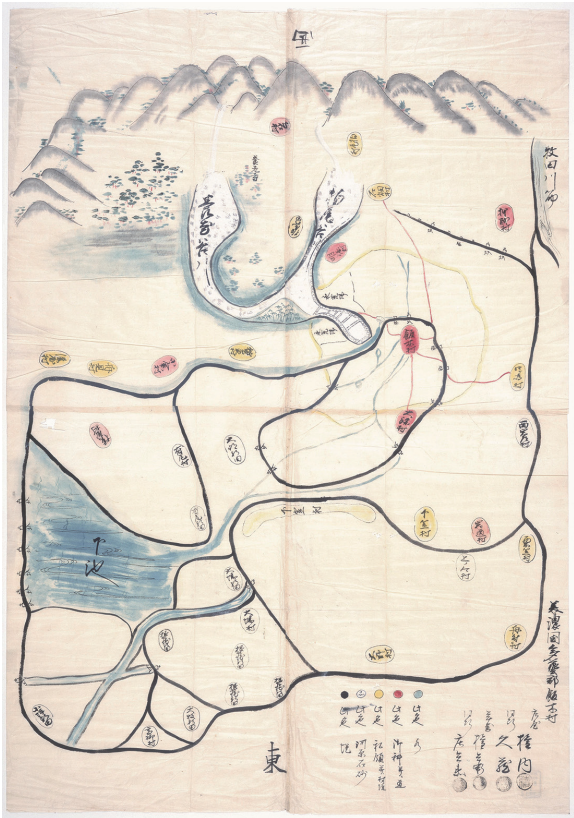
図V-4 貼紙下



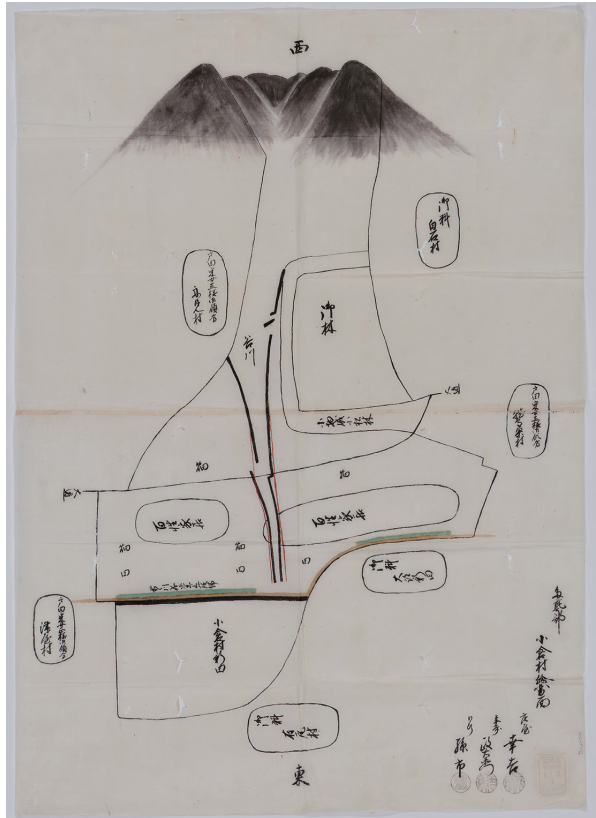
図V-4 津屋川通村附絵図 E-3-(1)-6389



図V-5 〔高柳新田普請願絵図〕 E-3-(1)-934-い



図V-6 〔飯ノ木村普請願絵図〕 E-3-(1)-6393



図V-7 〔小倉村普請願絵図〕 E-3-(1)-796-い



参考 多芸輪中 E-3-(1)-3044-に